

静岡県取組

静岡県 技術調査課
令和5年8月

2. 静岡県の実施（平準化・週休2日）

【静岡県】

		令和4年度の実施	課題	令和6年度目標達成のための 令和5年度の実施予定
工事	地域平準化率 (施工時期の平準化)	県の実施 ・「さしすせそ」の実施。 ・年度当初に出先事務所に平準化の意義や実施の推進の必要性を説明。 ・部内各局・出先機関で年度の公共事業発注計画を作成し、適正な進捗管理を徹底。	・土木以外の部局の実施に遅れがある。	・土木部局以外への働きかけ。 ・好事例の水平展開。
		市町村の実施 ・部局を横断した要請、周知、会議（下田市、沼津市、焼津市、藤枝市、島田市） ・部局別平準化率の見える化。 ・10市において債務負担行為を設定	・補助事業は事業執行が交付決定のタイミングに左右される。 ・工期が延びると平準化率が悪化する。 ・台風等により災害が発生すると、円滑な事業執行に支障が生じる。 ・受発注者ともに平準化に対する意識が依然低い。	・債務負担行為、ゼロ債の積極的活用（特に補助事業） ・速やかな繰越手続きの実施 ・農林部局等、土木部局以外への働きかけ ・繰越に対するイメージの転換。
	週休2日対象工事の実施状況 (適正な工期設定)	県の実施 ・週休2日推進工事の発注率は69%。 ・そのうち、週休2日の達成率は42%	・週休の実施率の向上	・令和5年度からは原則すべての工事を発注者指定型として発注。 ・ふじ丸デーの実施を推進
		市町村の実施 ・13市町において、週休2日工事を設定していない。 ・水道・下水事業へ対象工事を拡大した。（藤枝市） ・発注担当課ごと目標値を設定し目標達成の見込み（富士宮市）	・週休2日工事の制度（要領）が未導入である。 ・経費増に伴う予算措置等の課題があり、制度を活用しきれていない。 ・土木工事以外での普及が課題。 ・受発注者ともに週休2日推進工事に対する意識が依然低い。	・先行している県、他市町の基準を参考に実施要領を策定・適用する。
業務	地域平準化率 (履行期限の分散)	県の実施 ・工事と同様に「さしすせそ」の実施を推進。 ・令和4年度から適正な履行期間算定のため、「履行期間設定実施要領」に基づき積算システムを用いて履行期間を設定。 ・適正な履行期間を確保した上で履行期限の分散を図る。	・業務委託は工事に比べや債務設定や繰越計上への理解が得にくい。	・関係各課に早期発注、適正な履行期間設定の周知
		市町村の実施 ・発注担当課に早期発注及び納期の前倒しを促している自治体がある。	・履行期間が延びると納期率が悪化する。 ・台風等により災害が発生すると、円滑な事業執行に支障が生じる。 ・受発注者ともに平準化に対する意識が依然低い。	・債務負担行為の積極的活用 ・速やかな繰越手続きの実施

標準化の実施

■債務負担行為の活用拡大

- 1年未満の短期工事における年割債務
- 維持管理業務を7月からの13か月契約
- ゼロ債務設定に公共関連事業の追加【平成28年度～】

<件数>		
R2	R3	R4
492	652	795

■柔軟な工期の設定

- 「工事着手日選択型工事」の導入【平成28年度～】
⇒単年度及びゼロ債務に加え、複数年債務も対象【令和2年度～】
- 「工事着手日選択型工事」をすべての工事に拡大【令和3年度～】

<件数>		
R2	R3	R4
174	250	315

■速やかな繰越手続き

- 2月議会から12月議会に前倒し計上【平成24年～】
⇒9月議会に前倒し計上【令和2年度～】

<件数>		
R2	R3	R4
267	668	809

■発注見通しの早期公表

- 業務委託も含め、4月公表開始から前年度の3月中に早めることで、受注希望者の計画的な施工体制確保を図る

【令和5年度～】 ⇒発注者協議会幹事及び県部会員に農林担当部局を加え連携を強化

週休2日推進工事の取組

【これまでの取組】

- 平成27年度より導入 ⇒ 4週8休を基本とし、4週7休・4週6休についても柔軟に対応
- 平成31年1月より、共通仮設費率及び現場管理費率、令和元年7月より労務費及び機械経費の補正を導入
- 令和2年度より、原則全工事を対象、受注者希望型の追加、インセンティブの付与
- 令和3年度より、市場単価の補正を導入
- 令和4年度より、実働日数が「30日以下」も対象

対象工事	原則、すべての工事を対象とする。ただし、 <u>以下を対象外とする。</u> ① 施工に必要な実日数(実働日数)が1週間程度と見込まれる工事 ② 災害復旧工事(改良復旧工事含む)、通年維持工事 ③ 発注機関の長が対象工事に適さないと判断する工事(供用開始時期が決められている工事など)	
インセンティブ	《工事成績》 週休2日推進工事の達成程度に応じ、 評定点計に加点 ⇒ 4週8休相当:0.8点、4週7休相当:0.4点、4週6休相当:0.2点	《総合評価》 前年度の週休2日推進工事の実施に応じ、 評定基準に加点 ⇒ 4週8休相当(複数):1点、4週8休相当:0.5点

【週休2日推進工事契約件数】

	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
発注者指定型	13	32	27	17	36	533	524	594
受注者希望型	-	-	-	-	-	1,201	1,023	1,251
計	13	32	27	17	36	1,734	1,547	1,845

【令和5年度から】

- 原則すべての工事を発注者指定型とする。(受注者希望型削除)

一斉休工期“ふじ丸デー”

【概要】

働き方改革の機運醸成を図るため、県内建設業界団体及び行政機関が、産官連携による一斉休工に取り組むことで、建設産業における労働環境の改善を目指す。

【対象工事】

災害対応・復旧工事等緊急性が高い工事及び工程上やむを得ない工事を除き、原則全ての工事を対象とする。

【対象期間】

工事着手日から工事完成日までの期間のことをいう。

【これまでの取組】

- 令和3年度から毎月第2土曜を一斉休工期として取組開始
- 令和4年度から毎月第2・第4土曜に拡大
- 対象工事の9割以上で休工が実現
- 業界からも民間工事への波及が期待されるとして高く評価

【令和5年度】

- 令和5年4月からは毎月第2・第3・第4土曜日に実施
- 令和5年10月からは毎週土曜日に実施
- 受注者に対し、現場掲示用チラシを現場に掲示するよう依頼

4月～毎月第2・第3・第4土曜日
10月～毎週土曜日は

“ふじ丸デー”
一斉休工に
取り組みます!

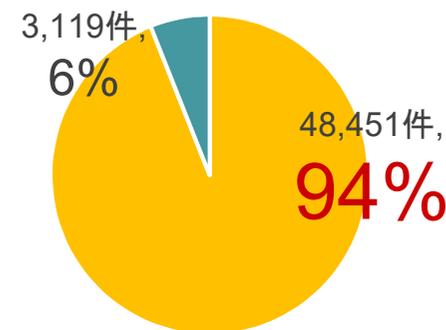


建設現場も働き方改革@静岡

「ふじ丸」とは・・・
県内建設産業の働き方改革の
取組を応援することをイメージ
したロゴマークの愛称です。

現場掲示用チラシ

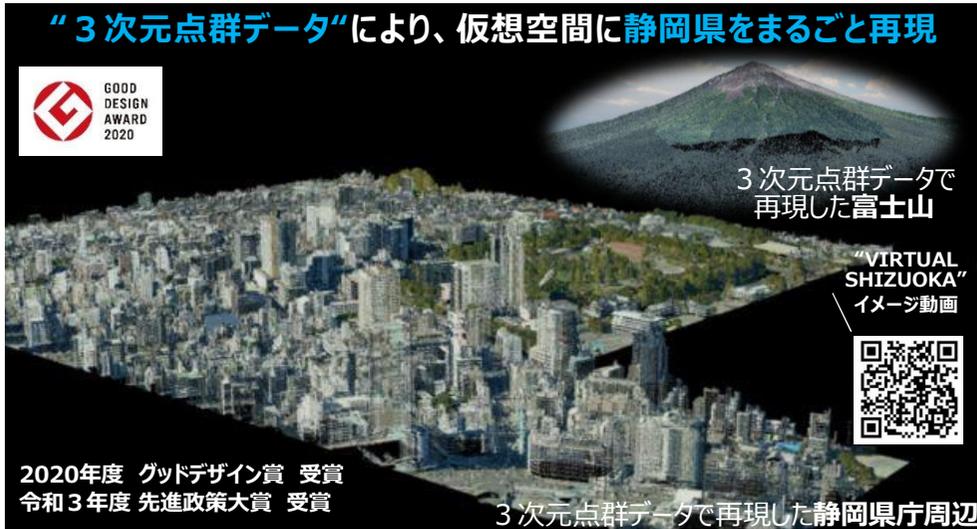
R4休工実施件数



■ 実施 ■ 未実施

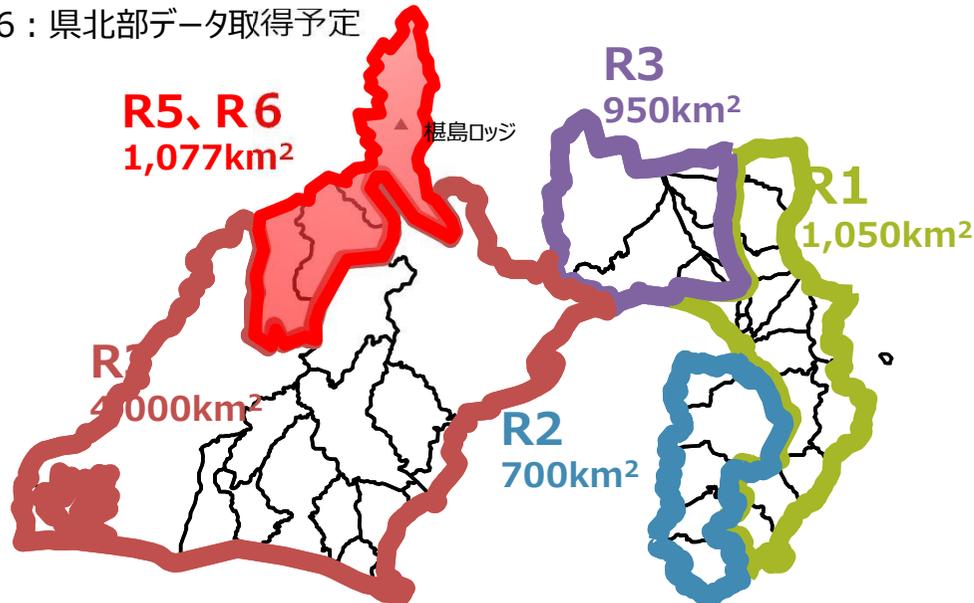
“VIRTUAL SHIZUOKA”とは？

“3次元点群データ”により、仮想空間に静岡県をまるごと再現



【3次元点群データの取得状況】

- R1：伊豆東部地域の取得開始
- R3：ほぼ県土全域の取得完了（人口カバー率100%）
- R5.6：県北部データ取得予定



“VIRTUAL SHIZUOKA”の活用方法

【防災シミュレーション】



【災害等の早期発見・復旧】



【景観シミュレーション】



【観光】



【i-Constructionの推進】



【自動運転】



■ VIRTUAL SHIZUOKA project

データ取得・活用	<ul style="list-style-type: none">・県下全域における点群データの取得・自動運転ドローンによる物資輸送等の実証実験
データ活用インフラ整備 (プラットフォーム整備)	<ul style="list-style-type: none">・Web GIS上での点群データの可視化、3D都市モデルの整備・庁内GIS、公開版GIS、各種公共施設台帳との連携・東京都デジタルツイン3Dビューアへの点群データ搭載による共同利用
測量業界への働き方改革 の促進	<ul style="list-style-type: none">・点群データを測量設計業務に活用し、働き方改革を加速化

■ i-Constructionの推進 他

ふじのくにi-Construction 推進支援協議会運営 (ICT活用工事の運用マニュアル 等整備等)	<ul style="list-style-type: none">・産官学における協議会運営・静岡県版ガイドラインの更新・ICT活用工事実施に対する直接支援・デジタル技術を活用した災害対応の推進・静岡県完成形状の3次元計測実施要領(案)運用ガイドブックの周知
オンライン電子納品の推進	<ul style="list-style-type: none">・電子成果品をオンラインで納品する取組の推進

建経業第 79 号の 3
令和 5 年 6 月 13 日

各市町長 様
(契約担当課扱い)

静岡県交通基盤部長

令和 5 年 6 月 2 日からの大雨等に伴う工事等の取扱いについて (通知)

令和 5 年 6 月 2 日からの大雨等については、県内各地で記録的な大雨となり、特に県中西部地域においては公共土木施設に甚大な被害が発生するなど、県内全域において被害が発生しました。また、引き続き、梅雨前線等による災害に対し十分な警戒が必要な状況となっております。

このような状況を踏まえ、本県では、交通基盤部各出先機関等に対し、今回の災害復旧工事等について別添のとおり取り扱うよう通知しました。

つきましては、貴市町におかれましても、公共土木施設早期復旧の趣旨を御理解いただき、受注者から工事及び業務委託の一時中止についての協議があった場合は、工事等の一時中止措置を講じていただきますよう、御協力をお願いいたします。

担 当：建設経済局建設業課建設業班
電話番号：054-221-3059

別 添

建 経 業 第 79 号
令和5年6月13日

交通基盤部内各課長 様
交通基盤部各出先機関の長 様
各農林事務所長 様

交通基盤部長

令和5年6月2日からの大雨等に伴う工事等の取扱いについて（通知）

令和5年6月2日からの大雨等については、県内各地で記録的な大雨となり、特に県中西部地域においては公共土木施設に甚大な被害が発生するなど、県内全域において被害が発生しました。

また、被災地域では当面、災害復旧対策を優先して行うことが必要となります。

このような状況を踏まえ、既に契約締結済みの工事等及び今般の大雨に伴う災害復旧工事等の入札・契約等については、下記及び「静岡県建設工事・建設関連業務委託における大規模災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」（別添1）により、取り扱うようお願いします。

記

1 工事等の一時中止措置等について

既に契約締結済みの工事及び業務委託（本通知において「工事等」という。）の一時中止措置については、静岡県建設工事請負契約約款及び静岡県業務委託契約約款に基づき発出した「令和4年台風15号に伴う工事及び業務の一時中止措置について（通知）」（令和4年9月27日付け建経業第148号）（別添2）等により適切に行うこと。また、一時中止措置を行わない場合であっても、工期又は履行期間の延長等について、受注者等から請求があった場合は、適切に対応すること。

なお、上記通知による取扱いは、令和4年台風15号に伴う工事等に限定するものではないことを申し添えます。

2 入札及び契約について

今回の大雨等による災害は、「全県に及ぶ災害」とみなし、「静岡県建設工事・建設関連業務委託における大規模災害発生時の入札・契約等に関する対応マニュアル」に基づき、迅速かつ適正に実施すること。

*参考「令和4年台風15号に伴う工事及び業務の入札・契約等について」（令和4年10月24日付け建経業号外）（別添3）

担 当 建設経済局建設業課建設業班
電話番号 054-221-3059

静岡県・下田市一体型道路等包括管理業務委託について

1 概要

インフラの老朽化への課題は費用面だけでなく、行政や企業の技術者の減少などにより、維持管理の水準低下が懸念。そのため、県と市が一体となり、道路等のインフラを包括的に管理することにより、将来にわたり持続可能となる社会の構築を目指し、①官民建設業の省力化、②品質の確保、③維持管理費増大の抑制等を図る方策の検討を進める。

2 これまでの県・市の取組（R3～）

- ・下田市内における県・市管理道路等の維持管理業務を調査
- ・関連制度・事例整理・事業スキーム検討・民間事業者との勉強会・意見交換等を開催
- ・令和5年度道路に係る包括管理の試行業務を予定（R5.10～R6.9）

【県・市の包括的管理のイメージ】



3 契約内容と今後のスケジュール

1) 予定価格	過去3カ年の実績額の平均
2) 契約方法	① 県（下田土木事務所長）と市（下田市市長）で覚書を締結 9月上旬 ② 県と事業者で業務委託を契約（制限付き一般競争入札） 9月中旬 ③ 市と事業者で業務委託を契約（随意契約） 9月中旬
3) 業務内容	①小規模修繕 ②舗装補修（雪氷対策含む） ③道路照明施設 要求水準に基づく性能発注（従来の単価契約から総価契約に変更）
4) 契約対象者	「一者の企業や団体」もしくは「地域維持型JV※」 ※交通基盤部 地域維持型業務共同企業体取扱要領を策定（R5.7～）
5) 契約期間	令和5年10月1日～令和6年9月30日 期間中は4半期1回の3者（県/市/受託者）によるモニタリングを開催

静岡県交通基盤部地域維持型業務共同企業体取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、静岡県交通基盤部が発注する、社会資本の維持管理業務において、地域に不可欠な建設業者の資力、技術力等の水準を確保し、将来にわたって、持続的に地域を維持するため、「競争入札に参加する者に必要な資格」(昭和39年告示第220号)、「建設工事競争入札参加者の格付及び選定要領」(昭和49年7月1日訓令乙第9号)、「静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領」(平成6年3月31日付け管第773号)に定めるもののほか、地域における包括的な維持管理業務を担う、地域維持型業務共同企業体の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象業務)

第2条 地域維持型業務共同企業体に発注することができる業務(以下「対象業務」という。)は、次に掲げる業務又はその組み合わせによる業務とし、入札公告等に対象業務であることを明記するものとする。

- (1) 道路施設の維持に関する業務
- (2) 河川及び海岸の維持に関する業務
- (3) 砂防及び地すべり施設の維持に関する業務
- (4) 漁港及び港湾施設の維持に関する業務
- (5) その他交通基盤部所管の公共施設の維持に関する業務

2 上記のほか、地域の状況、社会情勢の変化等に応じ、別途、交通基盤部建設経済局建設業課長が、対象と認める業務

(共同企業体の種類)

第3条 地域維持型業務共同企業体の種類は次のいずれかとする。

(1) 共同受託方式(甲型共同企業体)

ア 出資比率に応じて業務を分担する共同企業体であること。

イ 共同企業体の構成員のうち、出資比率の最小限度基準は、次のとおりとする。構成員が6者以上の場合にあっては、発注業務の内容等により、自主的に設定するものとするが、出資を行わない者を構成員とすることはできないものとする。

- (ア) 2者の場合、30パーセント以上
- (イ) 3者の場合、20パーセント以上
- (ウ) 4者の場合、15パーセント以上
- (エ) 5者の場合、12パーセント以上

(2) 分担受託方式(乙型共同企業体)

ア 業務内容ごとに業務を分担する共同企業体であること。

イ 構成員の出資比率の要件は付さないものとする。

ウ 構成員は、その分担業務ごとに、担当技術者を配置するものとする。

エ 代表構成員は、業務代理人を1名配置するものとする。この場合、その分担業務の担当技術者を兼ねることができる。

(構成員数)

第4条 構成員の数は、2者から10者程度とする。

(構成員の組合せ)

第5条 構成員の組合せは、次の各号の要件を満たすものとする。

- (1) 全ての構成員が、静岡県内に建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項に規定する主たる営業所を有する者であること。
- (2) 共同受託方式の場合、全ての構成員が、発注業務に係る全ての業種につき、静岡県建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者の組合せであること。
- (3) 分担受託方式の場合、構成員のいずれかが、発注業務に係るいずれかの業種につき、静岡県建設工事競争入札参加資格の認定を受けている者であり、かつ、発注業務に係る全ての業種についての認定を満たす者の組合せであること。

(構成員の要件)

第6条 地域維持型業務共同企業体の構成員は、次に掲げる要件を満たす者とする。

- (1) 建設業法第3条の土木工事業の許可を有している者が、1者以上含まれること。
- (2) 共同受託方式の場合、発注業務に係る全ての業種につき、建設業法の許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- (3) 分担受託方式の場合、分担する業務の業種につき、建設業法の許可を有しての営業年数が5年以上あること。
- (4) 上記のほか、静岡県建設工事制限付き一般競争入札実施要領(平成6年3月31日付け管第773号。以下「制限付き一般競争入札実施要領」という。)第5条に掲げる資格を満たす者であること。

(代表者)

第7条 地域維持型業務共同企業体の代表者は、構成員のうち、土木一式工事の資格を有する者のうち最も格付等級が高い者の中から、構成員において決定する。

(結成方法)

第8条 地域維持型業務共同企業体の結成方法は、自主結成とする。

(協定書)

第9条 地域維持型業務共同企業体を結成する場合、様式第1号又は様式第2号に準じた協定書を作成するものとする。

(資格の申請及び認定)

第10条 地域維持型業務共同企業体の入札参加資格の申請は、制限付き一般競争入札実施要領第9条に基づく入札参加資格確認申請書に、共同企業体協定書(様式第1号又は様式第2号)の写しを添付して執行機関に提出することで、申請が行われたものとみなし、その執行機関の入札参加資格確認をもって入札参加資格を認定したものとみなす。

2 入札参加資格が認定されなかった者に対する理由の説明等については、制限付き一般競争入札実施要領第14条の規定を準用する。

(登録の数)

第11条 一の建設企業が登録可能な地域維持型業務共同企業体の数は、原則として一とし、継続的な協業関係を築かなければならない。

(入札参加の制限)

第 12 条 地域維持型業務共同企業体の入札参加資格を認定した場合においても、その構成員単体での入札参加資格は継続する。ただし、地域維持型業務共同企業体として入札に参加する場合には、その構成員単体で同一案件の入札に参加することはできないものとする。

(特定建設工事共同企業体の構成員となることの制限)

第 13 条 地域維持型業務共同企業体は、特定建設工事共同企業体の構成員となることはできない。ただし、地域維持型業務共同企業体の構成員においては、単体又は経常建設工事共同企業体として、特定建設工事共同企業体の構成員となることを妨げるものではない。

附 則

この要領は、令和 5 年 7 月 1 日から施行する。

様式第1号

〇〇地域維持型業務共同企業体協定書（甲）

（目的）

第1条 当共同企業体は、地域維持型業務共同企業体の対象となる業務（以下「地域維持業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇地域維持型業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は、〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る地域維持業務の業務委託契約の履行後〇か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の存続期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

静岡県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持業務の実施に関し、当企業体を代表してその権限を行うことを名義上明らかにした上で、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（構成員の出資の割合等）

第8条 当企業体の構成員の出資の割合は、別に定めるところによるものとする。

2 金銭以外のものによる出資については、時価を参酌の上、構成員が協議して評価するものとする。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、組織及び編成並びに業務の実施の基本に関する事項、資金管理方法、下請企業の決定その他の当企業体の運営に関する基本的かつ重要な事項について協議の上決定し、地域維持業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 各構成員は、地域維持業務の委託契約の実施及びその他の地域維持業務の実施に伴い当企業体が負担する債務の履行に関し、連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、共同企業体の名称を冠した代表者名義の別口預金口座によって取引するものとする。

(決算)

第12条 当企業体は、地域維持業務完了の都度当該地域維持業務について決算するものとする。

(利益金配当の割合)

第13条 決算の結果利益を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する出資の割合により、構成員に利益金を配当するものとする。

(欠損金の負担の割合)

第14条 決算の結果欠損金を生じた場合には、第8条に基づく協定書に規定する割合により、構成員が欠損金を負担するものとする。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退に対する措置)

第16条 構成員は、発注者及び構成員全員の承認がなければ、当企業体が地域維持業務を完了する日までは脱退することができない。

- 2 地域維持業務の業務途中において前項の規定により脱退した構成員がある場合においては、残存した構成員が共同連帯して地域維持業務を完了する。
- 3 第1項の規定により脱退した構成員があるときは、残存した構成員の出資の割合は、脱退した構成員が脱退前に有していたところの出資の割合を、残存した構成員が有している出資の割合により分割し、これを第8条に基づく協定書に規定する割合に加えた割合とする。
- 4 脱退した構成員の出資金の返還は、決算の際行うものとする。ただし、決算の結果欠損金を生じた場合には、脱退した構成員の出資金から構成員が脱退しなかった場合に負担すべき金額を控除した金額を返還するものとする。
- 5 決算の結果利益を生じた場合において、脱退した構成員には利益金の配当は行わない。

(工事途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第 17 条 地域維持業務の業務途中において構成員が破産又は解散した場合には、第 16 条第 2 項から第 5 項までを準用するものとする。

(代表者の変更)

第 17 条の 2 代表者が脱退し若しくは除名された場合又は代表者としての責務を果たせなくなった場合においては、従前の代表者に代えて、他の構成員全員及び発注者の承認により残存構成員のうちいずれかを代表者とすることができるものとする。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇地域維持型業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役〇〇〇〇 印

〇〇地域維持型業務共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記業務については、〇〇地域維持型業務共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員の出資の割合を次のとおり定める。

ただし、当該業務について発注者と契約内容の変更増減があっても構成員の出資の割合は変わらないものとする。

記

- 1 業務の名称 〇〇〇〇〇〇業務委託
- 2 出資の割合 〇〇建設株式会社 〇〇%
〇〇建設株式会社 〇〇%

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり出資の割合を定めたのでその証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇地域維持型業務共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 印

〇〇地域維持型業務共同企業体協定書（乙）

（目的）

第1条 当共同企業体は、地域維持型業務共同企業体の対象となる業務（以下「地域維持型業務」という。）を共同連帯して営むことを目的とする。

（名称）

第2条 当共同企業体は、〇〇地域維持型業務共同企業体（以下「企業体」という。）と称する。

（事務所の所在地）

第3条 当企業体は、事務所を〇〇市〇〇町〇〇番地に置く。

（成立の時期及び解散の時期）

第4条 当企業体は、〇年〇月〇日に成立し、その存続期間は〇年とする。ただし、〇年を経過しても当企業体に係る地域維持型業務の委託契約の履行後〇か月を経過するまでの間は解散することができない。

2 前項の期間は、構成員全員の同意を得て、これを延長することができる。

（構成員の住所及び名称）

第5条 当企業体の構成員は、次のとおりとする。

静岡県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

〇〇建設株式会社

（代表者の名称）

第6条 当企業体は、〇〇建設株式会社を代表者とする。

（代表者の権限）

第7条 当企業体の代表者は、地域維持型業務の実施に関し、当企業体を代表して発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって委託代金の請求、受領及び当企業体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

（分担業務委託額）

第8条 各構成員の業務の分担は、別に定めるところによるものとする。

2 前項に規定する分担業務の価格については、運営委員会で定める。

(運営委員会)

第9条 当企業体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、地域維持型業務の完了に当たるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会の決定によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、委託契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 当企業体の取引金融機関は、〇〇銀行とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によつて取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員は、その分担業務の実施のため、運営委員会の定めるところにより、必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 地域維持型業務実施中に発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により、毎月1回運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員が、その分担業務に関し発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

- 2 構成員が、他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき、関係構成員が協議するものとする。
- 3 前2項に規定する責任について協議が整わないときは、運営委員会の決定に従うものとする。
- 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する構成員の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は、他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、当企業体が地域維持型業務を完了する日までは脱退することができない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 地域維持型業務の業務途中において構成員が破産又は解散した場合においては、残存した構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。

- 2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後の瑕疵担保責任)

第 18 条 当企業体が解散した後においても、当該業務につき瑕疵があったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第 19 条 本協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり〇〇地域維持型業務共同企業体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し各通に構成員が記名捺印し、各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇建設株式会社
代表取締役〇 〇 〇 〇 印

〇〇建設株式会社
代表取締役〇 〇 〇 〇 印

〇〇地域維持型業務共同企業体協定書第8条に基づく協定書

〇〇発注に係る下記業務については、〇〇地域維持型業務共同企業体協定書第8条の規定により、当企業体構成員が分担する業務の委託額を次のとおり定める。

ただし、分担業務の一つにつき発注者と契約内容の変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があったものとする。

記

- 1 業務の名称 〇〇〇〇〇〇業務委託
- 2 分担工事額（消費税分を含む。）
 - 〇〇工事 〇〇建設株式会社 〇〇円
 - 〇〇工事 〇〇建設株式会社 〇〇円

〇〇建設株式会社外〇社は、上記のとおり工事の分担を定めたので、その証拠としてこの協定書〇通を作成し、各通に構成員が記名捺印して各自所持するものとする。

年 月 日

〇〇地域維持型業務共同企業体

代表者 〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 印

〇〇建設株式会社 代表取締役〇〇〇〇 印

静岡県部会の取組

静岡県 技術調査課
令和5年8月

県部会(R4)の開催実績

資料は技術調査課HPで公開

1) 第1回県部会 WEB開催

○令和4年7月20日開催

○議事

- ・中部ブロック発注者協議会の取組

- 【中部地整】【東海財務】

- ・静岡県の取組【静岡県】

- ・静岡県部会の取組【静岡県】

- ・発注者支援について

- ⇒ ロードマップについて市町の進捗状況を確認

- ⇒ 市町の取組の好事例を展開

2) 第2回県部会 対面・WEB併用開催

○令和5年3月8日開催

○議事

- ・中部地整・東海財務からの情報提供

- ・静岡県部会の取組

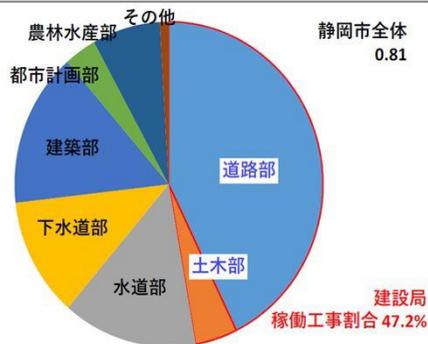
- ・“ふじ丸デー”の令和5年度からの取組

- ⇒ 市町の取組の好事例を展開

- ⇒ 市町の平準化の現状分析結果を共有

静岡市の平準化の取組

令和3年度稼働工事割合と地域平準化率(部ごと)



第2回県部会の様子

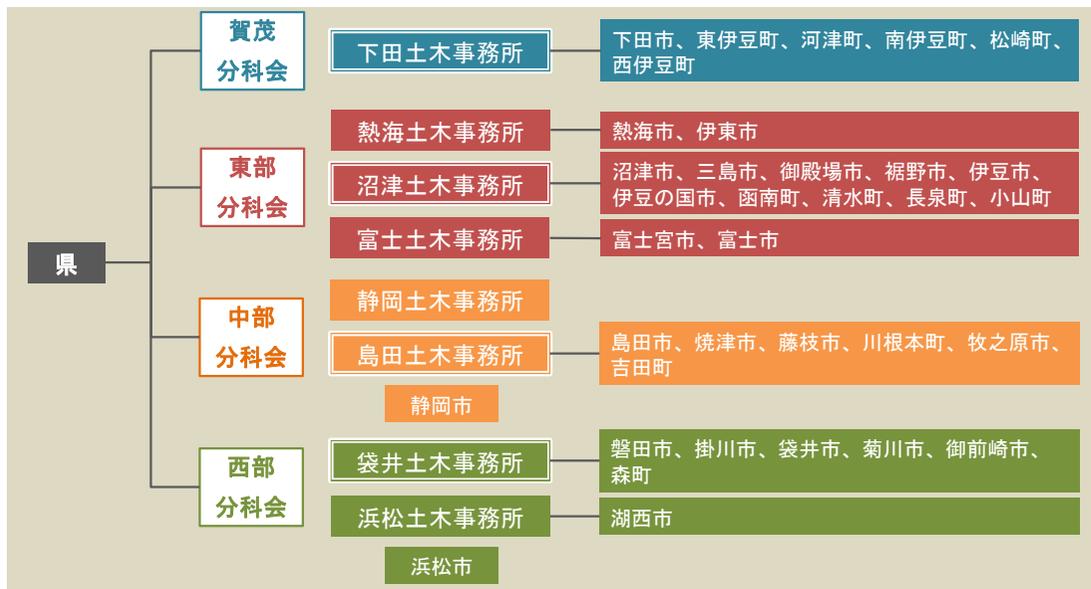
分科会(R4)の開催実績

【目的】

分科会

公共工事の品質確保の促進に向けた取組を各市町の実務担当まで浸透させるため、**地区単位で市町を支援し**取組の推進を図る。

【構成】



分科会(令和5年1・2月) WEB開催 (計2回)

- 中部地整からの情報提供
- 令和4年度の取組状況等
- ⇒市町ロードマップの進捗状況・課題について意見交換

【市町ロードマップ】

標準化率a		4~6月期の工事平均稼働件数/年度の工事平均稼働件数										
市町	R2 (実績)	R3 (実績)	(目標)	(現時点の 見込み)	目標 達成	評価・分析	R5 (目標)	R6 (目標)	R3稼働 工事量 (参考)	R4		
										↑:目標を超える改善 →:概ね目標どおり ↓:未達成	↑:目標を超える改善 →:概ね目標どおり ↓:未達成	
賀茂	下田市	0.48	0.49	0.64	0.51	↓	早期発注や債務負担の活用を発注担当課がいる会議において周知を図った。 早期発注や債務負担を活用した工事が目標より少なく、目標達成困難。	0.72	0.80	45		
	東伊豆町	0.10	0.34	0.50	0.48	⇒	目標に近い数値となった	0.60	0.80	23		
	南伊豆町	0.74	0.49	0.77	0.70	↓	早期契約専工を推進したが、繰越事業が無かったため低い数値となった。	0.79	0.80	26		
	河津町	0.22	0.56	0.70	0.50	↓	標準化について、各課が意識し少しずつ数値が高くなってきた。目標に到達できていないため、 今後は積算の事前しや債務負担をさらに増やしていきたい。	0.75	0.80	13		
	松崎町	1.13	0.61	0.80	0.24	↓	台風8号災害復旧工事及び関連工事により達成困難	0.80	0.80	5		
	西伊豆町	0.35	0.49	0.60	0.32	↓	繰越事業件数の減少により、4~6月期の稼働率が低下した。	0.70	0.80	16		
東部	熱海市	0.43	0.41	0.45	0.77	↑	R3年度事業の繰越件数が多かったため、今年度のみ数値が良かった。	0.50	0.80	67		
	伊東市	0.54	0.42	0.67	0.41	↓	ゼロ債務の活用を開始するなど、標準化に向けた取組を進めている。	0.74	0.80	88		
	沼津市	0.59	0.67	0.62	0.69	↑	庁内関係部署への働きかけもあり、目標を達成できる見込み。	0.65	0.80	344		
	三島市	0.85	0.76	0.79	0.71	↓	ゼロ債を活用した発注に庁内一丸となって取り組んでいる。資材の高騰や資材納期の見通しが立たなかつたことなどにより入札不調となった案件もあり、目標達成は困難の見込み。	0.82	0.85	101		
	御殿場市	0.63	0.49	0.72	0.53	↓	年度当初の発注件数を増やしたが、目標に及ばなかった。	0.76	0.80	121		
	裾野市	0.54	0.48	0.67	0.57	↓	発注課においてなるべく早期発注するよう努めている。 債務負担行為の活用に関する見込み	0.71	0.80	67		
	伊豆市	0.92	0.60	0.70	0.55	↓	年度当初、発注担当課に対し説明会を実施。標準化の促進を依頼した。6月までに発注できるか否かは、補助事業の場合、交付決定のタイミングによるとの意見があった。 繰越し工事の件数が多いため、目標に近い標準化率となった。	0.73	0.80	65		
	伊豆の国市	0.83	0.57	0.67	0.66	⇒	発注時期が後ろにずれこんで7月、8月発注の工事が多かったため	0.73	0.80	51		
	函南町	0.97	0.47	0.66	0.16	↓	繰越工事が少なかったため、目標達成が困難であった。	0.75	0.80	44		
	清水町	0.58	0.42	0.69	0.44	↓	ゼロ債務負担行為工事の継続的発注を実施した。債務負担行為工事、令和3年度から繰り越した災害復旧工事が昨年度よりわずかに率を上げていて目標を達成できなかった。	0.72	0.80	77		
西部	長泉町	0.47	0.60	0.64	0.62	⇒	目標に届かない見込みとなっている。分母となる設計額に年度間のばらつきが大きい。引き続き標準化に努める。繰越事業が多く、4~6月期の新規発注が進まない。	0.77	0.80	64		
	小山市	0.91	0.82	0.75	0.65	↓	ゼロ債務負担行為については、前年度実績件数を上回ったが、繰越工事が例年より少なかったことに加え、標準化率を押し上げる効果により目標達成が困難であった。	0.71	0.80	157		
	富士宮市	0.44	0.72	0.62	0.52	↓						

自己評価指標・目標値

工事

新・自己評価指標

	指標	目標値 (R6)
1	適正な予定価格の設定	100%
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	100%
3	平準化率	0.8
4	適正な工期設定	100%
5	週休2日工事の実施状況	100%
6	設計変更ガイドラインの策定・活用	100%
7	建設ICTの活用状況	100%
8	受発注者間の工事情報の共有状況 (ASP)	100%
9	総合評価落札方式の導入状況	100%

業務

新・自己評価指標

	指標	目標値 (R6)
1	適正な予定価格の設定	100%
2	低入札価格調査基準又は最低制限価格の設定	100%
3	平準化率 (第4四半期納期率)	0.4
4	適正な履行期間の設定	100%
5	設計変更ガイドラインの策定・活用	100%
6	総合評価落札方式の導入状況	100%

新・全国統一指標

それ以外は 中部ブロック独自指標

指標・目標値

県部会で重点的に進める取組の指標・目標値

重点項目	指標	目標
施工時期の 平準化	地域平準化率α $\frac{\text{4～6月期の工事平均稼働件数}}{\text{年度の工事平均稼働件数}}$	【令和6年度】 0.8 ※県・市町の各平準化率 α を 加重平均
週休2日推進 工事	週休2日対象工事の設定率 $\frac{\text{週休2日対象工事発注件数}}{\text{年度の発注工事件数}}$ (週休2日に馴染まない工事は除く)	【令和6年度】 1.0 ※県・市町の各設定率 を加重平均
ダンピング対策 【工事・業務】	低入札価格調査基準または最低制限価格の 設定率 $\frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{年度の発注件数}}$ (随契等は除く)	【令和6年度】 1.0 ※県・市町の各設定率 を加重平均

新規ロードマップにおける進捗状況

▶ 各市町の年度目標も設定

R5.8

項目	取組指標			【県+35市町】目標・実績の集計値					【中部ブロック発注者協議会 /県部会】 R6目標	
				R2	R3	R4	R5	R6		
① 平準化	平準化率 α	地域平準化率 4~6月期の工事平均稼働件数 /年度の工事平均稼働件数 【県・市町の加重平均】	目標		0.68	0.73	0.78	0.83	地域平準化率 α : 0.8以上	
			実績	0.64	0.66	0.65	進捗に遅れ			
② 週休2日 推進工事	週休2日対象工事 の設定	設定率 週休2日対象工事発注件数/全発 注工事件数(週休2日に馴染まない 工事は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.53	0.60	0.74	0.94	週休2日対象工事 設定率 : 1.0 (週休2日工事) 適正な工期設定 + 必要経費の補正	
			実績	0.34	0.41	0.48	進捗に遅れ			
	適正な工期設定	実施率 週休2日が確保できる工期設定の有 無 (実施市町/35市町)	目標	0.51	0.86	1.00	1.00	1.00		
			実績	0.37	0.49	0.66	進捗に遅れ			
③ ダンピング対策	(工事)	低入札または 最低制限価格 の設定	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限 価格を設定した入札件数/年度の発 注工事件数(随契等は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.94	0.95	0.96	1.00	低入札又は最低制限 の設定率 1.0
				実績	0.91	0.94	0.94	目標どおり		
	(業務)	低入札または 最低制限価格 の設定	設定率 低入札価格調査基準又は最低制限 価格を設定した入札件数/年度の発 注業務件数(随契等は除く) 【県・市町の加重平均】	目標		0.85	0.93	0.94	0.99	低入札又は最低制限 の設定率 1.0
				実績	0.82	0.85	0.88	概ね目標どおり		

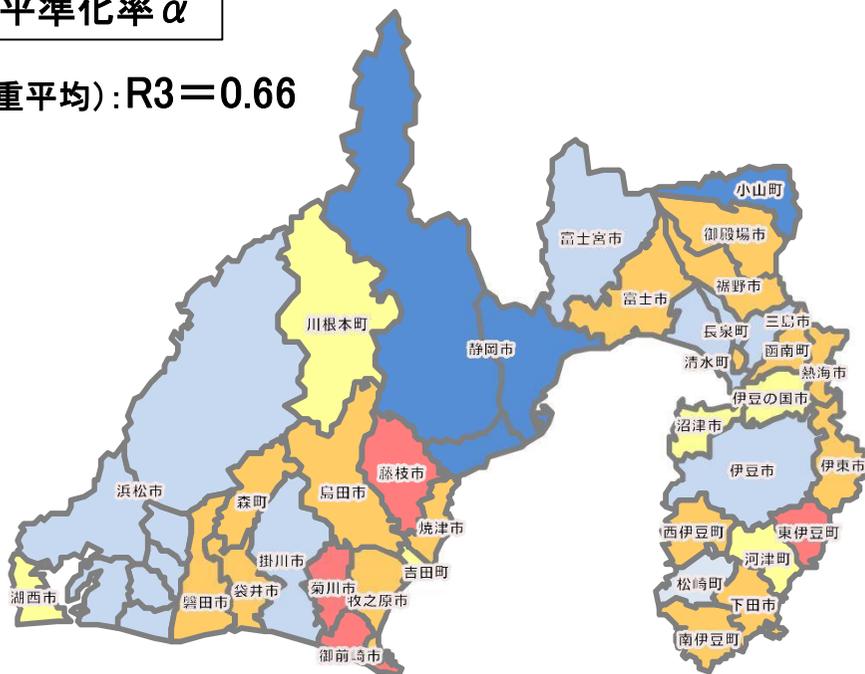
(1) 施工時期の平準化 【工事】

【目標】 R6年度までに、平準化率 $\alpha \cdot \beta$ を**0.8以上**

【実績】 R3 : $\alpha=0.66$ → R4 : $\alpha=0.65$ (※加重平均)

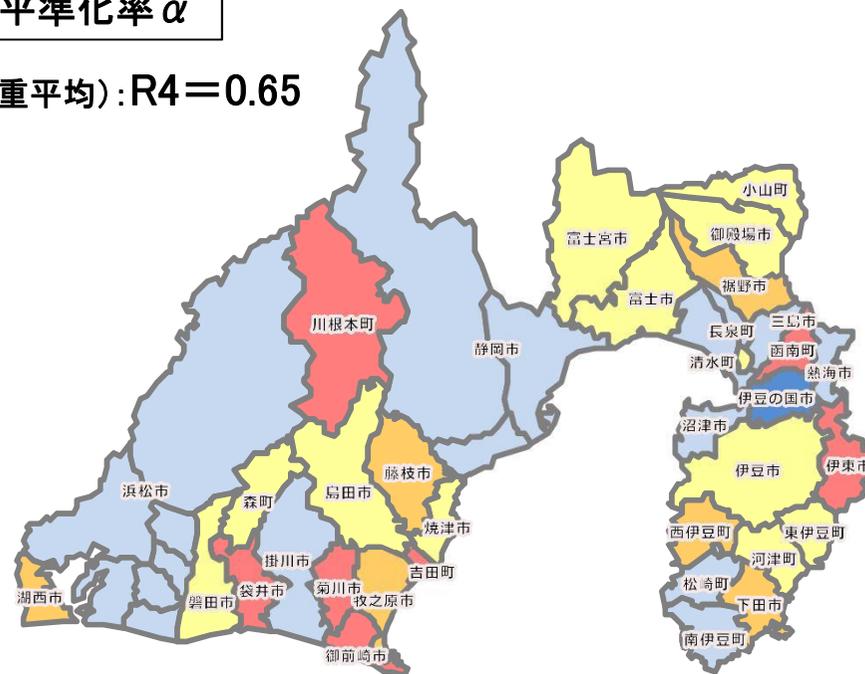
R3 平準化率 α

α (加重平均) : R3 = 0.66



R4 平準化率 α

α (加重平均) : R4 = 0.65



R3平準化率 α

α	計
0.8以上	2市町
0.6~0.8	8市町
0.5~0.6	5市町
0.4~0.5	16市町
0.4未満	4市町

R4平準化率 α

α	計	変化
0.8以上	1市町	-1
0.6~0.8	9市町	+1
0.5~0.6	12市町	+7
0.4~0.5	6市町	-10
0.4未満	7市町	+3

台風15号等災害により目標が達成できなかった。
0.4~0.5 (オレンジ) から0.5~0.6 (黄色)
に改善されている市町が多く見られる。

市町取組状況のまとめ

【好事例】

- **部局を横断した取組（要請、周知、会議）**

（下田市、沼津市、焼津市、藤枝市、島田市）

- **ゼロ債の積極的活用**

（伊東市、沼津市、三島市、御殿場市、裾野市、富士宮市、富士市、静岡市、焼津市、藤枝市）

- **速やかな繰越手続きの実施**

（松崎町、熱海市、三島市、裾野市、伊豆市、伊豆の国市、小山町、静岡市、焼津市、島田市、川根本町、森町、湖西市）

【課題】

- 補助事業は事業執行が交付決定のタイミングに左右される。
- 繰越事業が多く、4～6月期の新規発注が進まない。
- 工期が延びると平準化率が悪化する。
- 台風等により災害が発生すると、円滑な事業執行に支障が生じる。
- 早期発注のための人員が足りていない。
- 単年度発注の小規模工事がほとんどで受発注者ともに平準化に対する意識が依然低い。

(2) 週休2日推進工事 週休2日対象工事設定率

【目標】 R6年度までに、「週休2日対象工事」設定率を100%

【実績】 週休2日対象工事設定率

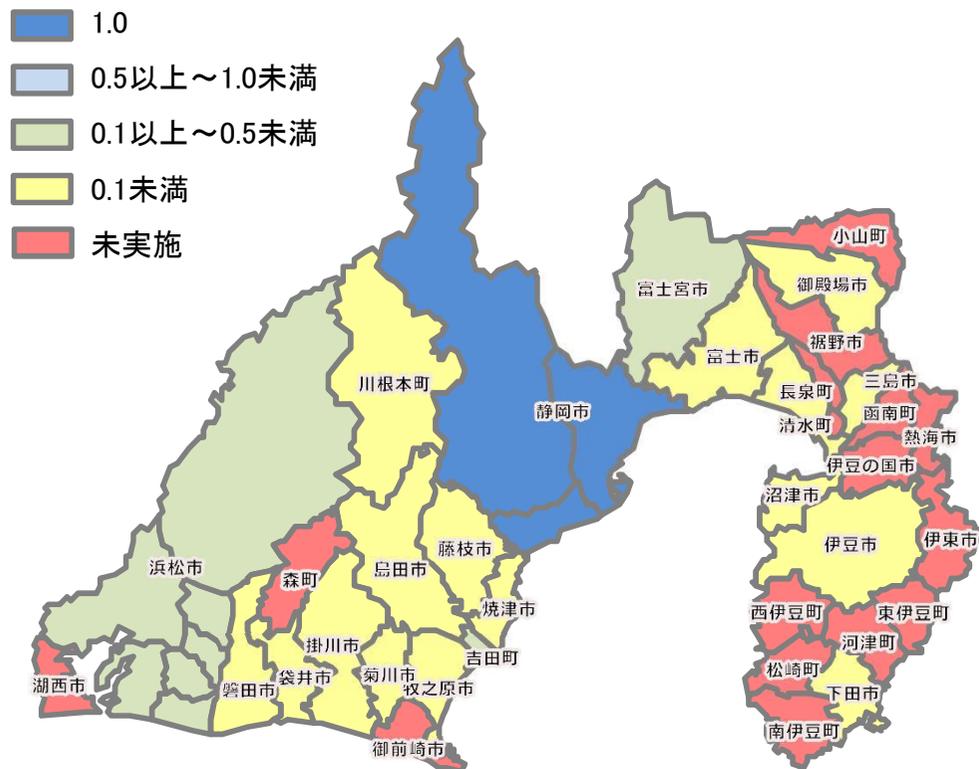
R3 : 41% → R4 : 48%

$$\text{設定率} = \frac{\text{週休2日対象工事発注件数}}{\text{全発注工事件数}}$$

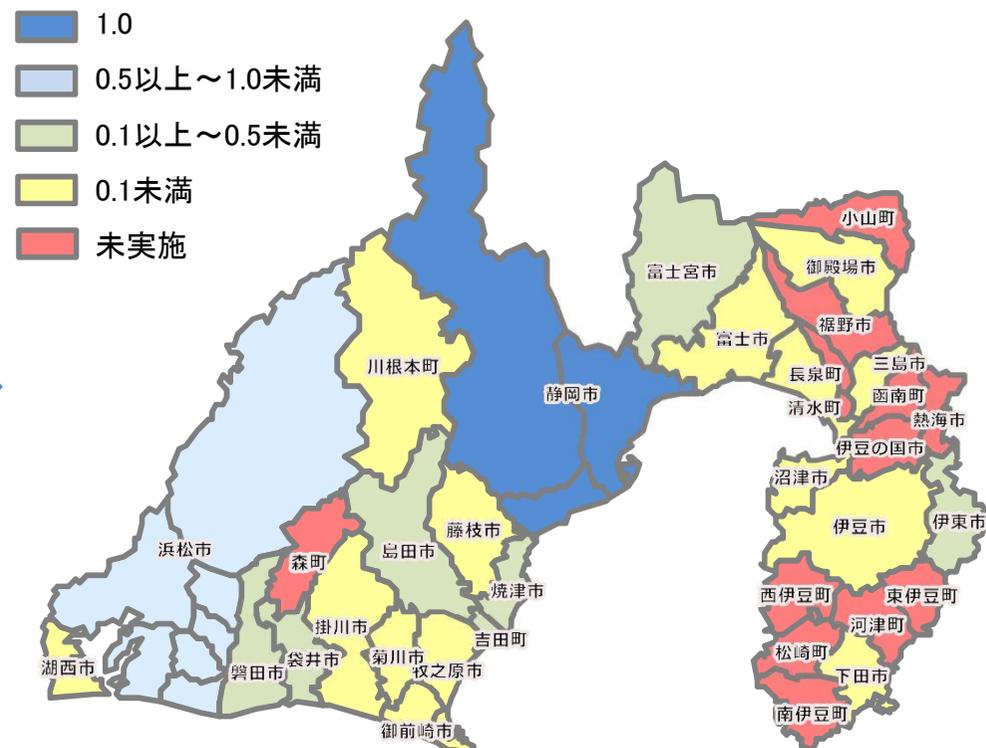
(週休2日に馴染まない工事は除く)

※県・市町の設定率の加重平均

週休2日対象工事の設定率 (R3)



週休2日対象工事の設定率 (R4)



多くの市町で改善が見られたが、賀茂・東部地域の進捗に遅れが見られる。13市町が未実施。

市町取組状況のまとめ

【好事例】

- **先行している県、他市町の基準を参考に実施要領を策定・適用した。**
(下田市、伊東市、磐田市、御前崎市、吉田町)
- 水道・下水事業へ**対象工事を拡大した。**(藤枝市)
- **発注担当課ごと目標値を設定** (富士宮市)

【課題】

- **週休2日工事の制度(要領)が未導入**である。
- 経費増に伴う**予算措置等の課題**があり、制度を活用しきれていない。
- **土木工事以外での普及が課題。**
- **受発注者ともに週休2日推進工事に対する意識が依然低い。**

(3) 低入札価格調査基準・最低制限価格 【工事・業務委託】

【目標】 R6年度までに、「低入札価格調査基準」または「最低制限価格」**設定率を100%に**

【実績】 **工事：R4：94%**

業務委託 R4：88%

$$\text{設定率} = \frac{\text{低入札又は最低制限を設定した入札件数}}{\text{全発注件数(随契等は除く)}}$$

※県・市町の設定率の加重平均

【工事】設定率 (R4)

- 0.9以上
- 0.7以上～0.9未満
- 0.5以上～0.7未満
- 0.5未満
- 未実施

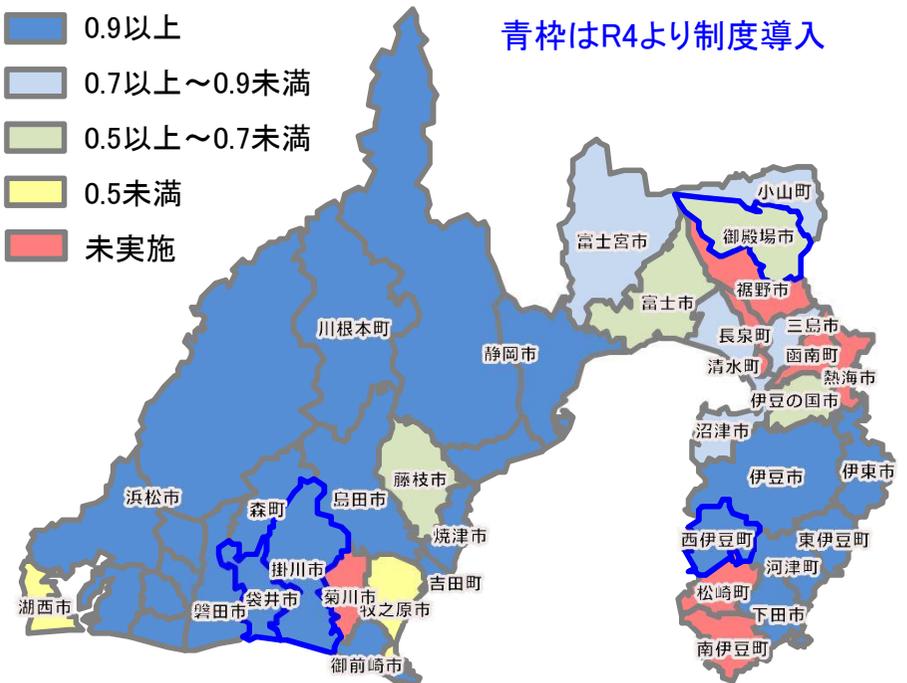


20市町が設定率100%を実現している。

【業務】設定率 (R4)

- 0.9以上
- 0.7以上～0.9未満
- 0.5以上～0.7未満
- 0.5未満
- 未実施

青枠はR4より制度導入



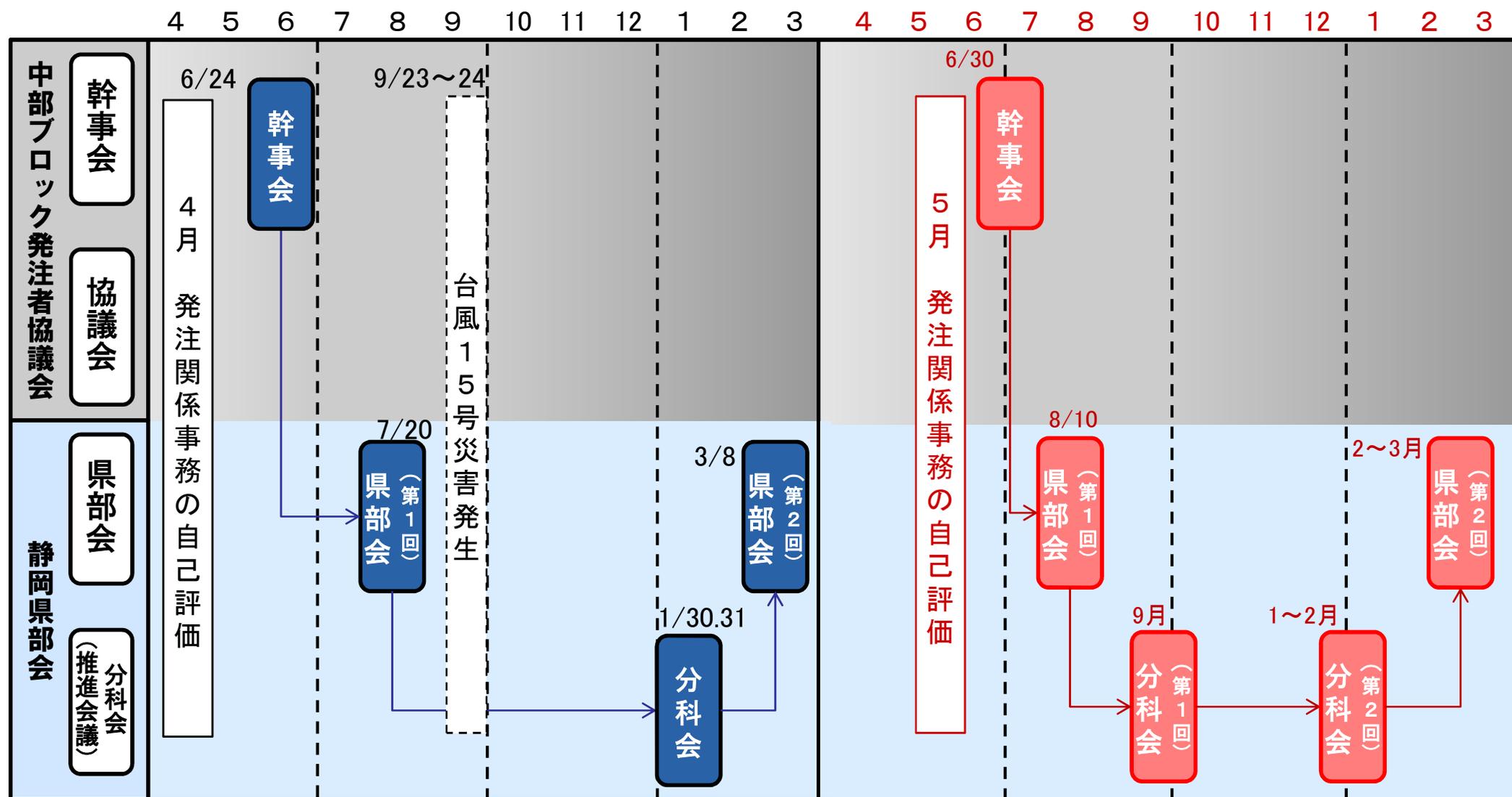
賀茂・東部地域の進捗に遅れが見られる。

課題：対象工事・業務の金額要件を設けているところがある。（要件の撤廃）

県部会スケジュール

令和4年度

令和5年度(予定)



平準化率α

4~6月期の工事平均稼働件数／年度の工事平均稼働件数

市町	R2 (実績)	R3 (実績)	R4				R5 (目標)	R6 (目標)	R4稼働 工事量 (参考)	
			(目標)	(実績)	目標 達成	↑: 目標を超える改善 →: 概ね目標どおり ↓: 未達成				評価・分析
静岡県	0.71	0.69	0.80	0.68	↓	(例)・庁内関係部局ごとに目標設定し目標達成できる見込み。 ・財政部局と調整し工期が1年未満の工事も債務設定の対象とすることの了解を得た。 ・速やかな繰越について議会の承認を得ることができた。 (台風15号災害復旧等により目標達成困難。)	0.83	0.85	3,916	
賀茂	下田市	0.48	0.49	0.64	0.43	↓	・早期発注や債務負担の活用を発注担当課において周知を図った。 ・早期発注や債務負担を活用した工事が目標より少なく、目標達成困難。	0.72	0.80	41
	東伊豆町	0.10	0.34	0.50	0.52	↑	・目標に近い数値となった ・次年度の目標値達成できるよう準備	0.60	0.80	18
	南伊豆町	0.74	0.49	0.77	0.72	↓	・早期契約着工を推進したが、繰越事業が無かったため低い数値となった。	0.79	0.80	26
	河津町	0.22	0.56	0.70	0.53	↓	平準化について、各課が意識し少しずつ数値が高くなってきた。目標に到達できていないため、 今後は積算の前倒しや債務負担をさらに増やしていきたい。	0.75	0.80	13
	松崎町	1.13	0.61	0.80	0.62	↓	台風8号災害復旧工事及び関連工事により達成困難	0.80	0.80	9
	西伊豆町	0.35	0.49	0.60	0.42	↓	繰越事業件数の減少により、4～6月期の稼働率が低下した。	0.70	0.80	20
東部	熱海市	0.43	0.41	0.45	0.75	↑	R3年度事業の繰越件数が多かったため、今年度のみ数値が良かった。	0.50	0.80	94
	伊東市	0.54	0.42	0.67	0.39	↓	・ゼロ債務の活用を開始するなど、平準化に向けた取組を進めている。	0.74	0.80	95
	沼津市	0.59	0.67	0.62	0.69	↑	庁内関係部署への働きかけもあり、目標を達成できる見込み。	0.65	0.80	365
	三島市	0.85	0.76	0.79	0.67	↓	ゼロ債を活用した発注に庁内一丸となって取り組んでいる。資材の高騰や資材納期の見通しが立たな かったことなどにより入札不調となった案件もあり、目標達成は困難の見込み。	0.82	0.85	122
	御殿場市	0.63	0.49	0.72	0.52	↓	年度当初の発注件数を増やしたが、目標に及ばなかった。	0.76	0.80	123
	裾野市	0.54	0.48	0.67	0.47	↓	・発注課においてなるべく早期発注するよう努めている。 ・債務負担行為の活用課題がある。 ・目標に届かない見込み	0.71	0.80	67
	伊豆市	0.92	0.60	0.70	0.55	↓	年度当初、発注担当課に対し説明会を実施。平準化の促進を依頼した。6月までに発注できるか否か は、補助事業の場合、交付決定のタイミングによるとの意見があった。	0.75	0.80	64
	伊豆の国市	0.83	0.57	0.67	0.82	↑	繰り越し工事の件数が多いため、目標に近い平準化率となった。	0.73	0.80	73
	函南町	0.97	0.47	0.66	0.25	↓	発注時期が遅るにずれこんで7月、8月発注の工事が多かったため	0.73	0.80	36
	清水町	0.58	0.42	0.69	0.51	↓	繰越工事が少なかったため、目標達成が困難であった。	0.75	0.80	45
	長泉町	0.47	0.60	0.64	0.63	⇒	ゼロ債務負担行為工事の継続的発注を実施した。債務負担行為工事、令和3年度から繰り越した災 害復旧工事が昨年度よりわずかに率を上げているが目標を達成できなかった。	0.72	0.80	70
	小山町	0.91	0.82	0.75	0.58	↓	目標に届かない見込みとなっている。分母となる設計額に年度間のばらつきが大きい。引き続き平準化に 努める。繰越事業が多く、4～6月期の新規発注が進まない。	0.77	0.80	53
	富士宮市	0.44	0.72	0.62	0.50	↓	ゼロ債務負担行為については、前年度実施件数を上回ったが、繰越工事が例年より少なかったことに加え、 世界情勢を背景とした納入遅延により工期延長が相次いだことから、目標達成は困難。	0.71	0.80	162
富士市	0.44	0.46	0.60	0.53	↓	ゼロ債務の件数は増加したが、不調が多かったこと、補助工事の発注が4～6月には難しかった等が要因 と思われる。目標達成は難しい。	0.70	0.80	320	
中部	静岡市	0.74	0.81	0.77	0.72	↓	・各部局「地方公共団体における取組事例(さ・し・す・せ・そ)」の積極的な実施により、目標は達成す る見込み。(台風15号災害復旧等により昨年度の数値より下回る予定。)	0.79	0.80	816
	焼津市	0.41	0.49	0.61	0.54	↓	R4から発注状況調査の書式を変更し、今年度に関係するものだけを対象にした形のもので算出して います。国や県に出した数字とは違ってくるもの現時点では0.6を超える予定です。年度当初は、計画で 0.7という数字であったことを考えると早期に発注する意識は浸透し切れていないと思われる。1/13に工 事担当課の担当を集めて会議を開催し、改めて取組の進展をお願いしたところです。	0.70	0.80	128
	藤枝市	0.45	0.36	0.63	0.45	↓	工事担当課ごとの平準化率を算出し、取組の実施を数値の低い課に対して重点的に依頼した。また、 令和5年度の早期発注へ向けて設計の前倒しをすることや令和5年度の補正予算で平準化のために債 務負担行為を設定することを工事担当課へ依頼した。	0.71	0.80	181
	島田市	0.47	0.42	0.60	0.56	⇒	台風15号災害復旧等により目標に満たなかったが、取り組みとしては4月から6月に早期発注を各課 に依頼や、最新の平準化率がわかるよう、常に発注一覧を更新していた。	0.70	0.80	142
	川根本町	0.41	0.52	0.72	0.32	↓	4～6月の工事執行件数が例年より少なく、目標が達成できなかった。	0.76	0.80	24
	牧之原市	0.62	0.43	0.71	0.40	↓	・各担当課に平準化率を達成するため周知をしているが、現年度事業に時間を要し、早期発注の準備 が厳しかった。積算等前倒しにより4月早々発注できるようお願いした。	0.76	0.80	54
	吉田町	0.51	0.51	0.66	0.33	↓	早期発注(第1四半期の発注)には努めたが、平準化率の向上にはつながらなかった。	0.73	0.80	37
西部	浜松市	0.60	0.74	0.75	0.76	↑	・7月19日時点での発注見込みではあるが、目標達成できる見込み。 ・R2、R3に比べると4月から9月に掛けての稼働件数が増え、ピークが12月から9月にシフトしている。	0.80	0.85	1,141
	磐田市	0.36	0.48	0.58	0.52	↓	台風15号災害復旧等により目標達成困難。	0.69	0.80	236
	掛川市	0.59	0.79	0.70	0.64	↓	現在、繰越については2月議会において承認を受けている。今後は速やかな繰越の承認を受けられるよう 庁内関係部局と調整を図りたい。	0.75	0.80	136
	袋井市	0.28	0.47	0.60	0.31	↓	ゼロ債務負担では委託発注が大半で、工事は少なかった。 台風15号災害復旧工事の発注が下期より増加し、目標達成困難	0.70	0.80	121
	菊川市	0.37	0.39	0.60	0.25	↓	維持工事については、債務負担の活用が出来ているが、その他の工事については、適正な工期を設定し た上で、年度内の完成を各発注担当課が計画しているため数値の飛躍的な上昇は難しい。	0.70	0.80	50
	御前崎市	0.37	0.35	0.60	0.12	↓	発注工事が規模が小さい単年のものがほとんどで、年度内発注・完成の風潮が強い。また、建設事業者 からの早期発注に関する要望がない。とはいえ、公共工事の平準化を推進する必要があるため、庁内 での連携や制度設計等を進めていきたい。	0.70	0.80	59
	森町	0.29	0.48	0.55	0.59	↑	・速やかな繰越手続により、目標値に近い状態となっている。 ・今後も台風15号災の発注もあるため、数値が下がる可能性がある。	0.67	0.80	81
	湖西市	0.60	0.53	0.70	0.44	↓	今年度は発注件数が例年と比べて増加しており、第2～第3四半期の発注が多くなってしまい、平準化 率が下がっている。	0.75	0.80	71

人口10万人以上の市

9,009

集計値 (加重平均)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4	R4 (実績)	目標達成	評価・分析	R5	R6
	0.64	0.66	0.73	0.65	↓		・目標を超える改善：6 ・概ね目標どおり：2 ・未達成：27	0.78

週休2日推進工事の設定割合

週休2日対象工事発注件数/全発注工事件数(週休2日に馴染まない工事は除く)

	市町	R2 (実績)	R3 (実績)	R4 (目標)	R4 (実績)		目標 達成	評価・分析	R5 (目標)	R6 (目標)	
					分子	分母					
	静岡県	0.61	1.00	1.00	1,845	/1,845	1.00	⇒ (例)・対象工事を1件発注した。 ・経費補正について財政部局と調整し実施要領を策定した。	1.00	1.00	
賀茂	下田市	0.00	0.02	0.05	3	/50	0.06	⇒	・経費補正については、発注担当課との会議を開き、実施要領を策定した。	0.10	1.00
	東伊豆町	0.00	0.00	0.20	0	/16	0.00	↓	・予算関係上、実施できなかった	0.50	1.00
	南伊豆町	0.00	0.00	0.20	0	/61	0.00	↓	制度導入のみであったため	0.50	1.00
	河津町	0.05	0.00	0.20	0	/13	0.00	↓	発注は0件だった。1件でも多く発注していきたい。	0.50	0.80
	松崎町	0.00	0.00	0.10	0	/36	0.00	↓	週休2日工事導入に向け、要領等の整備に向け作業中	0.30	0.50
	西伊豆町	0.00	0.00	0.00	0	/31	0.00	⇒	設定は行っていないが、受注者の努力により休日における稼働が減少している。	1.00	1.00
東部	熱海市	0.00	0.00	0.01	0	/87	0.00	↓	R5から施行開始予定	0.10	0.15
	伊東市	0.00	0.00	0.10	16	/107	0.15	↑	県基準を参考に試行導入を開始した。	0.20	1.00
	沼津市	0.00	0.03	0.20	21	/303	0.07	↓	予算措置等の課題もあり、制度を活用しきれしていない。	0.30	0.80
	三島市	0.00	0.01	0.10	1	/96	0.01	↓	対象工事1件発注。	0.30	0.70
	御殿場市	0.00	0.03	0.05	5	/100	0.05	⇒	前年度より件数を増やし、目標を達成することができた。	0.50	1.00
	裾野市	0.00	0.00	0.10	0	/74	0.00	↓	・課題として認識している ・他市町の動向を踏まえ検討していく。	0.35	0.70
	伊豆市	0.00	0.02	0.10	3	/59	0.05	↓	例年、年度当初に発注担当課に対し積極的な実施を依頼している。	0.50	1.00
	伊豆の国市	0.00	0.00	0.00	0	/72	0.00	⇒	要領等が未整備のため、開始時期は検討中	0.05	1.00
	函南町	0.00	0.00	0.00	0	/62	0.00	⇒	工期の設定は、一部事業で実施しているが、仕様書等への記載は実施していない。	0.10	1.00
	清水町	0.00	0.00	0.02	0	/62	0.00	↓	令和6年度全入札案件導入予定。	0.10	1.00
	長泉町	0.00	0.00	一部実施	0	/91	0.00	↓	週休2日工事導入に向け、要領等の整備に向け動いている。 令和4年度中の実施はできなかった。	0.50	1.00
	小山町	0.00	0.00	0.01	0	/60	0.00	↓	引き続き工事発注部署と情報交換を図り庁内外での理解を求めながら実施に向けて調整する。	0.05	0.10
	富士宮市	0.05	0.10	0.20	49	/219	0.22	↑	発注担当課当り0.2以上の目標を設定し目標達成の見込み。	0.50	0.70
	富士市	0.01	0.02	0.10	33	/332	0.10	⇒	対象工事は増加したが週休2日制工事に馴染まない工事が不明なため0.08とした。	0.35	0.70
中部	静岡市	0.89	1.00	1.00	403	/403	1.00	⇒	・週休2日に馴染まない工事を除き、引き続き全件で実施の見込み。	1.00	1.00
	焼津市	0.00	0.04	0.10	12	/103	0.12	↑	分母について建築・設備工事は除き土木工事を中心とした数字を採用した。令和5年度の目標を0.5まで引き上げることを会議で決めて、推進を図ることになった。	0.50	1.00
	藤枝市	4件	0.05	20件	15	/173	0.09	↓	実施要領において、水道・下水事業でも実施できるよう一部改正を実施した。今後、営繕工事の要領策定を検討していく。	100件	1.00
	島田市	1/158 0.00	0.05	0.20	22	/174	0.13	↓	当初予算編成時に週休2日工事対象経費率で予算計上されていなかったため、できる範囲で実施した。令和5年度予算においては、各発注課に週休2日経費で計上をお願いした。	0.50	1.00
	川根本町	0.00	0.03	0.30	2	/36	0.06	↓	対象工事を2件発注した。	0.65	1.00
	牧之原市	0.04	0.01	0.52	3	/56	0.05	↓	予算的な事もありますが、受注者希望型(5件ほど)は希望がない現状だった。	0.76	1.00
	吉田町	0.00	0.22	0.30	14	/37	0.38	↑	実施要領を策定したことで、対象工事が明確となり、発注件数の増加につながった。	0.65	1.00
西部	浜松市	0.19	0.41	0.53	479	/679	0.71	↑	・R2～R4は浜松市独自で2千万円以下の土木工事は週休2日対象外としているが、分母から除外していないため、設定割合としては低くなっている。(対象外工事を分母から除外すると0.91)	0.76	1.00
	磐田市	実施本数 2本	0.02	実施本数 30本	32	/255	0.13	⇒	・対象工事を30件発注した。 ・経費補正について財政部局と調整し実施要領を策定した。	0.50	1.00
	掛川市	0.00	0.01	0.05	3	/114	0.03	↓	令和4年度は試行的に発注者指定型で3件の工事で発注した。令和5年度も試行的に行い、令和6年度に対象工事100%を目指したい。	0.50	1.00
	袋井市	0.01	0.01	0.80	40	/150	0.27	↓	本年度より原則週休2日工事(受注者希望型)での発注とした。土木、舗装等では実施率が高いが、施工期間の制約が多い建築系の工事での普及が課題である。	0.80	0.80
	菊川市	0.00	0.01	0.10	5	/137	0.04	↓	4週8休により、5件実施した。	0.50	1.00
	御前崎市	0.00	0.00	0.20	2	/56	0.04	↓	令和4・5年度を試行期間とし、令和6年度より本格導入を目指す。	0.60	1.00
	森町	0.00	0.00	0.00	0	/81	0.00	⇒	・週休2日工事の設定に至っていない	0.00	0.02
	湖西市	0.14	0.00	0.25	4	/64	0.06	↓	建築工事は週休2日対象工事として発注出来ている案件があるが、土木工事は全く発注出来ていないため、割合が低調に推移している。	0.50	0.75
人口10万人以上の市											
集計値 (加重平均)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4	分子	分母	R4 (実績)	目標達成	評価・分析	R5	R6	
	0.34	0.41	0.60	3,012	6,294	0.48	↓	・目標を超える改善: 5 ・概ね目標どおり: 9 ・未達成: 21	0.74	0.94	

適正な工期設定

週休2日が確保できる工期設定

	市町	R2 (実績)	R3 (実績)	R4			R5 (目標)	R6 (目標)
				(目標)	(実績)	目標達成 ●：実施 ▲：一部実施 ×：未実施 未実施の理由		
	静岡県	実施	実施	実施	実施	● (例) 県基準を参考に市積算システムへの反映作業中。	実施	実施
賀茂	下田市	検討	未実施	実施	未実施	× 要領について検討中	実施	実施
	東伊豆町	-	未実施	実施	未実施	×	実施	実施
	南伊豆町	未実施	未実施	実施	一部実施	▲ 土木のみ	実施	実施
	河津町	設定方法の検討	未実施	実施	実施	●	実施	実施
	松崎町	設定方法の検討	未実施	実施	未実施	× 設定方法の検討中	実施	実施
	西伊豆町	検討中	未実施	実施	実施	● 一部、国・県の基準を準用	実施	実施
東部	熱海市	未着手	未実施	実施	未実施	▲ 一部工事のみ積み上げ方式で実施	実施	実施
	伊東市	実施	未実施	実施	実施	●	実施	実施
	沼津市	実施	実施	実施	実施	●	実施	実施
	三島市	検討	未実施	実施	未実施	× 検討中	実施	実施
	御殿場市	設定基準等を検討	未実施	実施	未実施	× 段階的に週休2日工事を拡大していくことにより対応する。	実施	実施
	裾野市	未実施	実施	実施	実施	●	実施	実施
	伊豆市	-	実施	実施	実施	●	実施	実施
	伊豆の国市	実施	実施	実施	実施	●	実施	実施
	函南町	-	未実施	実施	一部実施	▲ 主に下水道事業を中心に算定	実施	実施
	清水町	設定方法の検討	未実施	実施	実施	●	実施	実施
	長泉町	未導入	未実施	実施	未実施	× 週休2日工事導入に向けて準備をすすめている段階のため。	実施	実施
	小山町	検討	未実施	実施	未実施	× 各発注部署の対応になるが、引き続き周知・協力を求める。	実施	実施
	富士宮市	実施	実施	実施	実施	●	実施	実施
	富士市	実施	実施	実施	実施	●	実施	実施
中部	静岡市	実施	実施	実施	実施	●	実施	実施
	焼津市	未実施	実施	実施	実施	●	実施	実施
	藤枝市	実施	未実施	実施	実施	●	実施	実施
	島田市	実施	実施	実施	実施	●	実施	実施
	川根本町	設定方法の検討	実施	実施	実施	●	実施	実施
	牧之原市	実施	未実施	実施	実施	●	実施	実施
	吉田町	設定方法の検討	実施	実施	実施	●	実施	実施
西部	浜松市	実施	実施	実施	実施	●	実施	実施
	磐田市	実施	実施	実施	実施	●	実施	実施
	掛川市	設定方法の検討	実施	実施	実施	●	実施	実施
	袋井市	設定基準・要領を作成	実施	実施	実施	●	実施	実施
	菊川市	各課によって対応	未実施	各課によって対応	各課によって対応	▲	各課によって対応	各課によって対応
	御前崎市	未実施	未実施	要領作成一部実施	一部実施	▲	実施	実施
	森町	一部実施	実施	一部実施	実施	● 静岡県積算システムの工期設定を適用	一部実施	一部実施
	湖西市	実施	実施	実施	実施	●	実施	実施

人口10万人以上の市

集計値 (実施市町/全 35市町)	R2 (実績)	R3 (実績)	R4	R4 (実績)	目標達成	評価・分析	R5	R6
		37%	46%	100%	66%	×	・実施：23 前回から改善：7 ・一部実施：5 ・未実施：7	100%

低入札又は最低制限の設定割合【工事】

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数／年度の発注工事件数(随契等は除く)

	市町	R2 (実績)	R3 (実績)	制度導入		R4 (目標)	R4 (実績)		目標 達成	評価・分析	R5 (目標)	R6 (目標)	
				導入済：○ 検討中：△ 予定なし：×	最低 制限		分子	分母					
	静岡県	1.00	1.00	○	○	1.00	2669	/2,669	1.00	⇒ (例) 金額要件を3000万円から1000万円へ見直し目標達成見込み。	1.00	1.00	
賀茂	下田市	1.00	1.00	○	○	1.00	50	/50	1.00	⇒	1.00	1.00	
	東伊豆町	1.00	1.00	○	○	1.00	16	/16	1.00	⇒	1.00	1.00	
	南伊豆町	1.00	1.00	○	○	1.00	58	/58	1.00	⇒	1.00	1.00	
	河津町	1.00	0.71	○	○	1.00	11	/13	0.85	↓	1.00	1.00	
	松崎町	1.00	0.00	×	○	1.00	36	/36	1.00	⇒ 全工事で最低制限価格を設定	1.00	1.00	
	西伊豆町	1.00	1.00	×	○	1.00	28	/33	0.85	↓	1.00	1.00	
	熱海市	0.03	0.05	○	○	0.05	1	/87	0.01	↓	5,000万円以上の工事実施	0.07	1.00
東部	伊東市	1.00	1.00	○	×	1.00	110	/110	1.00	⇒	1.00	1.00	
	沼津市	0.94	0.90	○	○	0.90	204	/236	0.86	↓	概ね目標値のとおりであるが、より適切な基準設定に向け、他市の運用を研究したい。	0.90	1.00
	三島市	0.96	0.96	○	○	0.98	92	/96	0.96	↓	解体工事を除きほぼ全工事で実施	0.99	1.00
	御殿場市	1.00	1.00	○	△	1.00	100	/100	1.00	⇒	引き続き全工事で実施しており、目標達成見込み。	1.00	1.00
	裾野市	0.56	0.42	○	○	0.70	32	/74	0.43	↓	・金額要件（1000万円）を見直さない限り目標到達難しい。 ・金額要件の見直しは未検討	0.80	1.00
	伊豆市	1.00	1.00	○	○	1.00	74	/74	1.00	⇒	全件実施した。	1.00	1.00
	伊豆の国市	0.47	1.00	○	○	1.00	47	/76	0.62	↓	見積の割合が高い工事は最低制限価格の設定から除外した。	1.00	1.00
	函南町	0.15	0.45	×	○	0.20	18	/62	0.29	↑	3,000万円以上又は補助・交付金事業で実施	0.50	1.00
	清水町	0.42	0.55	○	○	0.57	32	/62	0.52	↓	令和6年度全入札案件導入予定。	0.57	1.00
	長泉町	0.05	0.09	○	△	0.40	6	/91	0.07	↓	低入札価格調査制度を実施。最低制限価格制度の導入に向けた検討をした。	0.70	1.00
	小山町	1.00	1.00	×	○	1.00	60	/60	1.00	⇒	例年通り実施している。	1.00	1.00
	富士宮市	1.00	1.00	○	○	1.00	209	/209	1.00	⇒	例外なく設定しており目標達成見込み。	1.00	1.00
	富士市	1.00	0.97	○	○	1.00	315	/321	0.98	⇒	2次製品費の占める割合が高い工事は最低制限価格不採用のため	1.00	1.00
	中部	静岡市	1.00	1.00	○	○	1.00	300	/300	1.00	⇒	・引き続き全件で実施の見込み。	1.00
焼津市		1.00	1.00	○	○	1.00	172	/172	1.00	⇒	予定価格130万円超を対象	1.00	1.00
藤枝市		1.00	1.00	○	○	1.00	171	/173	0.99	⇒	解体・随契を除き全工事で実施	1.00	1.00
島田市		1.00	1.00	○	×	1.00	144	/144	1.00	⇒	低入札価格調査を実施	1.00	1.00
川根本町		1.00	1.00	○	×	1.00	36	/36	1.00	⇒	すべての入札案件の工事で実施した。	1.00	1.00
牧之原市		0.43	0.42	○	×	0.71	13	/56	0.23	↓	1千万以上を対象、目標達成に努める。	0.85	1.00
吉田町		0.96	0.91	○	○	1.00	38	/41	0.93	↓	入札案件となる工事のうち、対象となる案件については全て設定をし、発注した。	1.00	1.00
西部	浜松市	1.00	1.00	○	○	1.00	756	/756	1.00	⇒	継続して制度実施をしていく	1.00	1.00
	磐田市	1.00	1.00	○	○	1.00	255	/255	1.00	⇒		1.00	1.00
	掛川市	0.00	1.00	○	○	1.00	123	/124	0.99	⇒		1.00	1.00
	袋井市	1.00	1.00	○	○	1.00	150	/150	1.00	⇒	全件で設定。	1.00	1.00
	菊川市	1.00	1.00	○	○	1.00	137	/137	1.00	⇒	すべての発注工事において低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定できた	1.00	1.00
	御前崎市	1.00	1.00	○	×	1.00	56	/56	1.00	⇒	入札案件の工事で実施（低入札価格調査基準のみ採用）	1.00	1.00
	森町	1.00	1.00	○	○	1.00	81	/81	1.00	⇒	全工事で実施	1.00	1.00
	湖西市	1.00	1.00	○	○	1.00	64	/64	1.00	⇒	入札案件工事で実施している。	1.00	1.00
人口10万人以上の市													
集計値 (加重平均)	R2 (実績)	R3 (実績)	導入済	導入済	R4	分子	分母	R4 (実績)	目標達成	評価・分析	R5	R6	
	0.91	0.94	32	29	0.95	6,664	7,078	0.94	⇒	・目標を超える改善：1 ・概ね目標どおり：23 ・未達成：11	0.96	1.00	

低入札又は最低制限の設定割合【業務】

低入札価格調査基準又は最低制限価格を設定した入札件数／年度の発注業務件数（随契等は除く）

	市町	R2 (実績)	R3 (実績)	制度導入		R4 (目標)	R4 (実績)		目標 達成	評価・分析	R5 (目標)	R6 (目標)	
				導入済：○ 検討中：△ 予定なし：×	最低 制限		分子	分母					
	静岡県	1.00	1.00	○	○	1.00	2470	/2,470	1.00	⇒	(例) 要領策定作業中であり年度内には本格実施開始見込み。	1.00	1.00
賀茂	下田市	1.00	1.00	×	○	1.00	7	/7	1.00	⇒	発注担当課が参加している会議において周知を継続した。	1.00	1.00
	東伊豆町	1.00	1.00	×	○	1.00	6	/6	1.00	⇒		1.00	1.00
	南伊豆町	0.00	0.00	×	△	0.30	0	/11	0.00	↓	制度導入のみであったため	0.50	1.00
	河津町	1.00	1.00	×	○	1.00	13	/13	1.00	⇒	該当業務について、全て実施できた。	1.00	1.00
	松崎町	0.00	0.00	×	×	0.10	0	/30	0.00	↓	未実施	0.30	1.00
	西伊豆町	0.00	0.00	×	○	1.00	10	/10	1.00	⇒	全業務で実施。	1.00	1.00
	熱海市	0.00	0.00	×	×	0.00	0	/31	0.00	⇒	設定する業務の種類を検討	0.00	1.00
東部	伊東市	検討	0.00	×	○	1.00	15	/15	1.00	⇒		1.00	1.00
	沼津市	0.61	0.71	×	○	0.60	37	/51	0.73	↑	目標は達成する見込みだが、より適切な基準設定に向け、他市の運用を研究したい。	0.60	1.00
	三島市	0.47	0.62	×	○	0.60	32	/43	0.74	↑		0.80	1.00
	御殿場市	0.00	0.00	×	○	0.10	9	/16	0.56	↑	6月から一部業務にて最低制限価格制度を実施した。	0.50	1.00
	裾野市	0.00	0.00	×	△	0.60	0	/40	0.00	↓	・検討課題として認識している。	0.70	0.85
	伊豆市	0.00	0.59	×	○	0.30	27	/27	1.00	↑	建設関連業務委託については全件実施した。	0.30	0.30
	伊豆の国市	0.00	0.30	×	○	0.25	13	/24	0.54	↑	500万円以上の業務で実施	0.25	1.00
	函南町	-	0.00	×	△	0.10	0	/43	0.00	↓	令和5年度に導入の検討を実施予定	0.30	1.00
	清水町	0.00	0.00	×	×	0.00	0	/25	0.00	⇒	令和6年度全入札案件導入予定。	0.03	1.00
	長泉町	未導入	0.00	△	△	0.40	0	/39	0.00	↓	最低制限価格又は低入札価格調査制度の導入に向けた検討を進めた。	0.70	1.00
	小山町	0.00	0.07	×	○	1.00	19	/22	0.86	↓	今年度から建設工事に関する業務委託について最低制限価格を設定した。	1.00	1.00
	富士宮市	0.58	0.84	○	○	0.85	38	/49	0.78	↓	「予算決算及び会計令第85条の基準の取扱いについて」2の(2)イの表中業務区分に当てはまらない、アスベスト含有試験、構造適合性判定手数料、住宅性能評価審査手数料、耐力度調査等が含まれるため最低制限価格を設定できない業務が10件あり目標達成困難。	0.90	1.00
	富士市	0.73	0.65	×	○	0.75	30	/51	0.62	↓	予定価格500万円以上の業務委託に最低制限価格を設定しているが、500万円未満が20件あったため	0.87	1.00
	中部	静岡市	1.00	1.00	×	○	1.00	401	/401	1.00	⇒	・引き続き全件で実施の見込み。	1.00
焼津市		0.00	0.25	×	○	1.00	50	/50	1.00	⇒	予定価格50万円超を対象にR3.7から実施	1.00	1.00
藤枝市		0.00	0.00	△	△	1.00	35	/70	0.50	↓	R4.7.1以降に指名等を行った入札から調査基準価格又は最低制限価格を導入した。	1.00	1.00
島田市		0.93	1.00	○	×	0.90	36	/36	1.00	↑	低入札価格調査を実施	1.00	1.00
川根本町		1.00	1.00	○	×	1.00	13	/13	1.00	⇒	すべての入札案件の業務で実施した。	1.00	1.00
牧之原市		0.52	0.47	×	○	0.76	15	/60	0.25	↓	50万円以上の指名を対象、目標達成に努める。	0.88	1.00
吉田町		0.20	0.20	×	○	0.60	20	/21	0.95	↑	実施要領を策定したことで、対象業務が明確となり、発注件数の増加につながった。	0.80	1.00
西部	浜松市	1.00	0.80	×	○	1.00	526	/582	0.90	↓	継続して制度実施をしていく	1.00	1.00
	磐田市	1.00	1.00	×	○	1.00	59	/59	1.00	⇒		1.00	1.00
	掛川市	未導入	0.00	△	○	1.00	25	/25	1.00	⇒		1.00	1.00
	袋井市	設定方法の検討	0.00	×	○	1.00	68	/68	1.00	⇒	今年度より委託業務に最低制限価格制度を導入。全件で設定	1.00	1.00
	菊川市	0.00	0.00	△	△	1.00	0	/60	0.00	↓	要領作成中	1.00	1.00
	御前崎市	0.00	1.00	×	○	1.00	23	/23	1.00	⇒	入札案件の工事で実施（最低制限価格のみ採用）	1.00	1.00
	森町	1.00	1.00	△	○	1.00	27	/27	1.00	⇒	全業務で実施	1.00	1.00
	湖西市	0.00	0.25	×	○	0.50	20	/66	0.30	↓	予定価格（税込み）500万円以上の工事に関する委託の入札で実施している。	1.00	1.00
人口10万人以上の市													
集計値 (加重平均)	R2 (実績)	R3 (実績)	導入済	導入済	R4	分子	分母	R4見込み	目標達成	評価・分析	R5	R6	
	0.82	0.85	4	25	0.93	4,044	4,584	0.88	⇒	・目標を超える改善：7 ・概ね目標どおり：15 ・未達成：13	0.94	0.99	

発注者支援機関の活用について ～ 発注者の立場で支援いたします ～



エントランスヤード



ラーニングコモンズ



アリーナ



鳥観図

伊豆市立新中学校（仮称） 実施設計パース

令和5年8月10日（木）

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター

1 発注者の責務と発注者支援機関の活用

〈「公共工事の品質確保の促進に関する法律」における発注者の責務〉

公共工事の品質が確保されるよう、公共工事等の仕様書及び設計書の作成、予定価格の作成、入札及び契約の方法の選択、契約の相手方の決定、工事等の監督及び検査並びに工事等の実施中及び完了時の施工状況又は調査等の状況（以下「施工状況等」という。）の確認及び評価その他の事務（以下「発注関係事務」という。）を、適切に実施しなければならない。

- ・ 公共工事等の実施の実態を的確に反映した積算による適正な予定価格の設定（適切な仕様書・設計書、工期等の実態を的確に反映）
- ・ 不調・不落の場合の見積徴収等による適正な予定価格の設定
- ・ 低入札調査価格及び最低制限価格の設定
- ・ 適正な工期の確保 など

〈発注者の責務を踏まえ発注関係事務を適切に実施することが困難な場合〉

- ・ 発注関係事務を適切に実施できる者（発注者支援機関）の活用
- ・ 発注者支援機関は、発注関係事務を公正に行うことができる者を選定

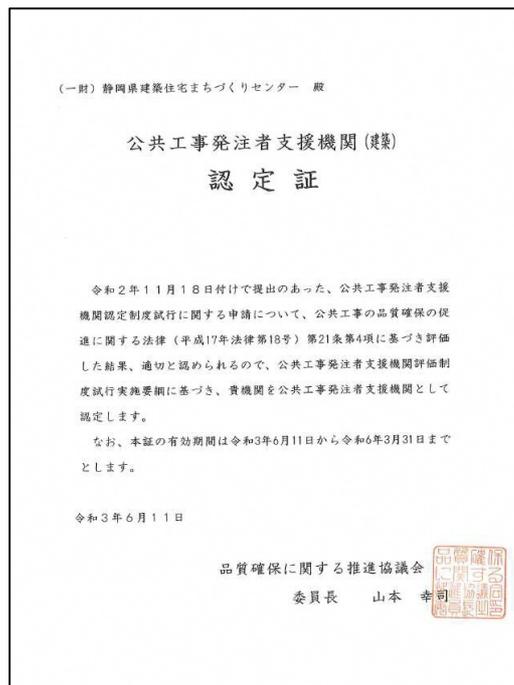
2 公共工事発注者支援機関の認定

○「品質確保に関する推進協議会」が、発注関係事務を適正・公正に行うことができる者を評価して認定する。

○品質確保に関する推進協議会の構成員

- ・ 中部地方整備局
- ・ 学識者
- ・ 東海4県、
- ・ 東海4県内政令市

○（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター
⇒公共工事発注者支援機関（建築）の認定取得
⇒静岡県内の建築に係る唯一の認定機関



3 （一財）静岡県建築住宅まちづくりセンターの公共工事支援

（1）特徴

○まちづくりセンターは、支援機関の認定を受けており、単独随意契約が可能。

（2）公共工事支援機関の活用メリット（効果）

○発注業務及び工事監理など技術に関する事務を円滑に実施できる。

○実施経験のない自治体において、総合評価方式など価格以外の技術的要素を踏まえた入札により、受注者を選定できる。

○まちセンが市町の立場で支援するため、市町職員は、発注前に利害関係者との直接的な接触が不要。利害関係者との不適切な関係のリスクを低減できる。

○数年に1度実施されるような事業（大規模事業、特定天井など）や事業量の増加などに新たに職員を手当しないで事業実施できる。（事業量の変動に対して人員の平準化を図ることができる。）

○検査業務において、年度末の業務集中に現職員数（体制）で対応可能。

○設計者や施工者以外の技術的判断により、全体事業費は低減可能。（定性的）

○適切な受注者選定プロセスにより品質確保が図られる。

○変更事項に関する技術的判断を加えることで、円滑な変更事務処理を行うことができる。

4 （一財）静岡県建築住宅まちづくりセンターの公共工事支援の実績等

（1）過去5年間の実績件数

平成30年度～令和4年度（過去5年間）の公共工事支援の実績は下表のとおり。（各年度の支援項目は、別添リーフレット資料を参照）

年 度	件 数	発注者
平成30年度	4件	静岡県企業局、裾野市・長泉町衛生組合、長泉町、御前崎市
令和元年度	7件	静岡県企業局、裾野市・長泉町衛生組合、掛川市、牧之原市、菊川市、吉田町
令和2年度	9件	静岡県企業局、裾野市・長泉町衛生組合、菊川市、御前崎市、藤枝市立病院、浜名湖競艇企業団
令和3年度	7件	菊川市、御前崎市、吉田町、裾野市・長泉町衛生組合、榛原総合病院、浜名湖競艇企業団
令和4年度	9件	菊川市、伊豆市、吉田町、静岡がんセンター、藤枝市立総合病院、榛原総合病院、浜名湖競艇企業団

（2）公共工事支援の具体的内容

- ア 概算事業費（設計・建設に要する費用）の算出
- イ 設計委託発注に伴う発注図書等の作成
（設計委託料の算出、特記仕様書の作成、設計に求められる要求水準設定など）
- ウ 設計業務への技術的助言及び設計成果品の検収
- エ RIBCによる単価入力（設計書作成支援）
- オ 工事施工者選定前の発注図書を作成
- カ 工事の総合評価方式における提案課題の設定支援及び応札者からの提案
審査支援
- キ 工事監督業務の支援
- ク 完成図書の検収
- ケ 工事の検査支援
- コ 施設の劣化状況調査及び修繕計画の作成支援 など

イ デザインビルド方式（設計施工一括発注）による発注等

〈公共工事支援の内容〉

- デザインビルド方式における実施要項、要求水準書及び審査要領等の作成支援並びに設計施工一括契約約款検討支援
- 審査委員会の委員として参加
- 設計内容の確認支援、工事監督支援



デザインビルドによる水防センターの例

○吉田町 水防センター事業実施例（設計施工一括方式）

・水防センター規模構造：鉄骨造（建築用コンテナ）平屋 81.66 m²

項目	まちづくりセンター支援内容	回数
事業開始前協議	事業執行方法、事業実施の課題協議	1回
公告書類作成協議	実施要領、要求水準、企画提案書作成要領、審査基準等、公告書類作成の支援	5回
審査会①	外部学識の委員として参加 (実施要領、審査基準等の審査)	—
契約約款の検討支援	他自治体の事例調査、約款作成方針の提案、契約約款特記事項作成支援	4回
審査会②	外部学識の委員として参加 (事業者提案内容の審査、事業者選定)	—
設計	要求水準への適合状況の確認支援 設計図、内訳書の確認支援	7回
工事 (現場+書類)	工事監督支援 ・実施工程表、施工計画書の確認 ・基礎、コンテナ据付状況確認 ・内外装施工状況確認 ・完成検査前の確認	4回

(計 協議等：21回、審査会2回)

ウ その他

- ・設計発注、工事完成検査など部分的な支援も実施（事業の各段階）
- ・電気設備や機械設備の分離発注にも対応

－発注者である市町の立場で中立的に対応いたします。－
お気軽にお問合せ、ご相談ください。



裾野長泉斎苑 麗峰の丘（裾野市長泉町衛生施設組合） 実施設計パース
令和2年度～令和4年度に支援

お問い合わせ先

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター 建築事業部公共工事支援課

○電話：054-202-5571

○FAX：054-285-8787

○E-mail：koukyou@shizuoka-kjm.or.jp

お客様満足度 **100%** を目指して



一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター

Corporate Guide

<http://www.shizuoka-kjm.or.jp/>

静岡県建築住宅まちづくりセンターは
住宅やその他建築に関する

トータルサポートセンター

親切

kindness

お客様の声を反映した
トータルサポートサービス

厳正

strict

経験豊かな技術者が厳正審査
個人情報保護のPマーク取得

丁寧

polite

きめ細やかな対応と
的確なアドバイス

安心・安全な

まちづくり

迅速

fast

スピーディーな審査
タイムリーな検査





1. スピードアップ

建築確認申請を迅速に審査して、
小規模建築物については確認済証を即日交付します。

2. 手続きが便利

建築確認、フラット35、住宅性能評価、住宅瑕疵保険を一括で済ませます。

3. 迅速な検査

建築基準法、フラット35、住宅性能評価及び住宅瑕疵保険の
各検査を同時に行い、工事監理者の手間を軽減できます。

サービス概要

業務区域	静岡県、愛知県、神奈川県及び山梨県全域
取扱う建物	●すべての建築物及び建築設備 ●建築基準法施行令第138条1項に掲げる工作物
受付時間	●受付時間（月～金） 9:00～12:00 / 13:00～17:00 ●窓口対面業務時間（月～金） 9:00～12:00 / 13:00～16:00 ※事前相談、各種申請の引受け審査、訂正再審査等
提出方法	●窓口へ持参 ●郵送・宅配による送付 ●電子による申請
主要業務	●建築確認・検査業務 ●フラット35等適合証明業務 ●建築物エネルギー消費性能適合性判定業務 ●住宅瑕疵担保責任保険等業務 ●住宅性能評価業務 ●長期使用構造等確認業務 ●低炭素建築物技術的審査業務 ●性能向上計画認定・認定表示技術的審査業務 ●BELS評価業務 ●住宅性能証明書発行業務 ●公共工事品質確保法に基づく支援業務



■ 建築確認・検査

当センターは、国土交通大臣指定の「指定確認検査機関」です。住宅から超高層まですべての建築物の建築確認・検査を行っています。経験豊富な職員多数が審査時間の短縮に取り組むとともに、多数の検査員を配置し、希望する日に検査するよう心掛けています。

● 建築確認

即日交付	事前照会や消防同意が不要な住宅などは、申請した日に確認済証を交付します。
事前審査	申請前に事前相談・審査ができ手戻りが減らせます。電子事前審査なら来店不要。遠隔地の方におすすめです。
ルート2審査	構造計算適合性判定の対象外となるルート2の構造審査を行います。

● 中間・完了検査

希望日検査	ご希望の日に検査を実施。静岡県内においては、土曜も検査を実施します。早めの申請をお願いします。
同時検査	建築基準法とフラット35、住宅瑕疵保険、住宅性能評価の同時検査が可能となり、工事監理者の手間を軽減できます。さらに、手数料も割引になります。
迅速交付	検査済証などを検査翌営業日に発行します。

● 仮使用認定

全体工事が完了する前の仮使用の認定を行っています。当センター以外の機関の確認申請物件もお受けします。

■ フラット35等適合証明

新築住宅（フラット35、財形住宅融資、賃貸住宅融資）の適合証明業務を行っています。住宅金融支援機構の融資を受けるための適合証明書を発行しています。当センターで建築確認の検査を同時に行うと、手数料が割引になります。

■ 住宅瑕疵保険

当センターは、国土交通大臣から指定された保険法人5社すべての保険を取り扱っています。

（株式会社住宅あんしん保証は検査のみの取扱いとなります。）

■ 確認不要な建築物等の法適合調査

都市計画区域外に建築する木造住宅や、10㎡以内の増築など、建築確認不要な建築物等の法適合調査業務を行っています。

■ 住宅の性能評価

当センターは「住宅の品質確保の促進等に関する法律」に基づき、国土交通大臣の登録を受けた「登録住宅性能評価機関」です。住宅に関する住宅性能評価業務を行っています。

● 住宅性能評価（設計・建設）

登録住宅性能評価機関では、評価方法基準に基づき、評価・検査を実施し、その結果を日本住宅性能表示基準に従って「住宅性能評価書」としてまとめ、特別なマークを付して交付します。

設計住宅性能評価書のマーク



設計図書などの性能に関する資料を基に評価します。

建築住宅性能評価書のマーク



設計図書通りに施工されているか、現場で検査することなどにより性能を確認します。

● 長期使用構造等確認

行政庁への長期優良住宅の認定申請に先立ち、住宅の長期使用構造等への適合性を審査し、「確認書」を交付します。

● 低炭素建築物技術的審査

● 住宅性能向上認定・認定表示技術的審査

法律等に定められた“認定基準”への適合を技術的に審査し、「適合証」を交付します。

● BELS 評価

建築物省エネ法に基づき、新築及び既存の住宅・建築物の省エネルギー性能を評価し、「評価書」を交付します。

● 住宅関連の各種証明書

- 住宅取得等資金の贈与税非課税額加算措置のための「住宅性能証明書」を交付します。
- すまい給付金申請のための「現金取得者向け新築対象住宅証明書」を交付します。

■ 省エネ適合性判定

当センターは、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（建築物省エネ法）」に基づき、延床面積 300 m²以上の非住宅建築物の新築・増築・改築について、建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）を審査する「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」です。

建築確認と省エネ適判を平行して審査します。確認済証の交付には、省エネ適判通知書の提出が必要です。事前相談もお受けしています。



■ 公共工事発注者支援

当センターは、平成30年1月に国土交通省中部地方整備局と静岡県・静岡県内政令市等で組織する品質確保に関する推進協議会から、公共工事の品質確保促進法による「公共工事発注者支援機関」の認定を受けました。建築技術職員が不在・不足する市町の発注関係事務の適切な実施に向け、中立かつ公正な立場で市町の職員を支援いたします。

こんな公共団体のお手伝いができます

設計や工事を発注・監督・検査する建築・設備技術者がいない。

建築・設備技術者が足りない。

市町の立場に立った専門技術者の助言で、良い品質の施設を造りたい。

■ 公益目的事業

安心・安全な住まいづくりをサポート

● あんしん建物相談室 “ミーナ葵”

静岡県内の建築・住宅に関する専門家相談で、消費者の安心・安全な住まいづくりをサポートしています。専門家相談は予約制の対面相談となります。まずは、ミーナ葵にご連絡ください。



ミーナちゃん

専門家相談 (事前予約制・相談無料)

・ 建築士相談 ・ 弁護士相談

1. ミーナ葵の相談員がお話を伺います
2. 相談内容に適した専門家相談をご案内
3. 会場で、専門家との対面相談

TEL 054-202-5590

(受付：月～金 9:00～11:30 / 13:00～16:30)

URL <https://www.mina-aoi.jp/>

消費者とリフォーム事業者を「つなぐ」お手伝い

● ふじの国リフォーム支援センター

静岡県内の住宅リフォーム関連団体と当センターが設立した、リフォームを計画する消費者を支援するための組織です。リフォーム事業者検索サイトの運営や、登録事業者への研修を通してリフォーム業界の発展に努めています。



リフォーム事業者検索サイト「静岡リフォーム相談の窓」 <http://reform-mado.org/>

まちせんクラブ会員募集

当センターをご利用いただくお客様を対象とした会員制サービスです。ホームページよりいつでもお申し込みいただけます。

入会金
年会費
無料

会員特典

1. 電子メールによる最新、重要情報の随時配信
2. センター主催講習会への優先案内
3. 会員限定 DM や WEB アンケートの実施



■ 概要と沿革

昭和 49 年 9 月	前身である、財団法人静岡県建築安全協会を設立、特殊建築物等の定期報告を開始
平成 12 年 3 月	財団法人静岡県建築安全協会を発展的に改組し、財団法人静岡県建築住宅まちづくりセンターを発足
7 月	建築確認・検査業務（500㎡以内の住宅）を開始
8 月	住宅金融公庫受託事業を開始
10 月	評価業務、住宅性能保証受託業務を開始
平成 13 年 4 月	西部支所を浜松市常盤町に開設（現所在地 浜松市中区元城町）
平成 15 年 4 月	東部支所を沼津市大手町に開設（現所在地 沼津市岡一色）
10 月	適合証明事業（フラット35）を開始
平成 16 年 3 月	本所を静岡市南町に移転
6 月	建築確認・検査業務の区域を静岡県全域に拡大
平成 17 年 4 月	建築確認・検査業務の取扱い範囲を 2000㎡以内の全ての建築物に拡大
平成 18 年 7 月	建築確認・検査業務の取扱い範囲を全ての建築物に拡大
平成 20 年 4 月	袋井事務所を袋井市高尾町に開設
5 月	富士事務所を富士市瓜島町に開設
6 月	住宅瑕疵担保責任保険等の保険業務を開始
平成 22 年 4 月	「あんしん建物相談室 “ミーナ葵”」を開設
平成 23 年 4 月	公益法人制度改革に伴う一般財団法人への移行登記、本部・事務所・支所に名称変更
5 月	藤枝支所を藤枝市田沼に開設
平成 26 年 3 月	「ふじの国リフォーム支援センター」を開設
平成 28 年 10 月	業務区域を静岡県及び愛知県の全域に拡大
平成 29 年 4 月	建築物エネルギー消費性能適合性判定業務を開始
平成 30 年 1 月	業務区域を静岡県、愛知県、神奈川県及び山梨県の全域に拡大
令和 2 年 3 月	（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター創立 20 周年を迎える
令和 4 年 5 月	甲府事務所を山梨県中巨摩郡昭和町清水新居に開設



まちセン

事務所のご案内

【受付時間】 9:00～12:00 / 13:00～17:00

【窓口対面業務時間】 9:00～12:00 / 13:00～16:00

【定休日】 土日祝

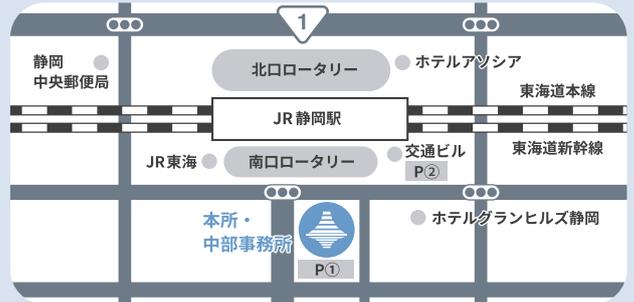
(事前相談、各種申請の引受け審査、訂正再審査等)

本所・中部事務所 (静岡市)

〒422-8067 静岡市駿河区南町14番1号 水の森ビル

4F 中部事務所 TEL.054-202-5572 / FAX.054-202-5281
 業務部 確認審査課 TEL.054-202-5580 / FAX.054-202-5281
 業務部 瑕疵保険課 TEL.054-202-5574 / FAX.054-202-5281
 業務部 構造審査課 TEL.054-202-5525 / FAX.054-202-5280
 住宅部 評価業務課 TEL.054-202-5573 / FAX.054-202-5282
 住宅部 省エネ課 TEL.054-202-5581 / FAX.054-202-5281

5F 建築事業部 TEL.054-202-5571 / FAX.054-285-8787
 企画・営業部 企画・営業課 TEL.054-202-5540 / FAX.054-202-5285
 経営管理部 総務課 TEL.054-202-5570 / FAX.054-202-5285



補助券をお渡ししますので、来所の際は下記契約駐車場の駐車券をお持ちください。
 P① エスパティオ / P② パーククラブ静岡駅南第一

西部事務所 (浜松市)

〒430-0946 浜松市中区元城町 216 番地の 4 ノーススタービル浜松 3F
 TEL.053-459-2070 / FAX.053-459-2077



日管パーキングをご利用の方は補助券をお渡ししますので、来所の際は駐車券をお持ちください。

東部事務所 (沼津市)

〒410-0012 沼津市岡一色 816 番地の 1
 TEL.055-928-7005 / FAX.055-928-7015



敷地内の駐車場をご利用ください。(20台)

甲府事務所

〒409-3867 山梨県中巨摩郡昭和町清水新居 1349 番地 6
 サンマリーナ昭和ビル 3F
 TEL.055-236-8655 / FAX.055-226-0766



建物裏側にある自走式駐車場の2Fをご利用ください。

藤枝支所

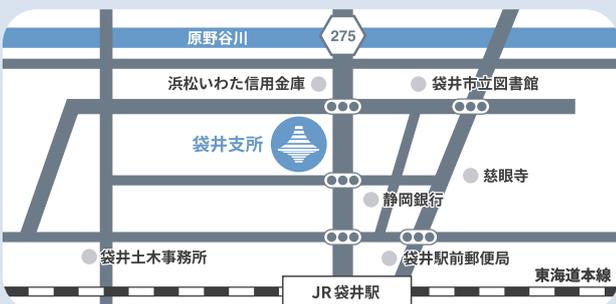
〒426-0061 藤枝市田沼 3 丁目 11 番 21 号
 TEL.054-634-3255 / FAX.054-637-3544



敷地内の駐車場をご利用ください。(7台)

袋井支所

〒437-0027 袋井市高尾町 5 番地 22 袋井センタービル 1F
 TEL.0538-45-1720 / FAX.0538-45-1715



敷地内の駐車場をご利用ください。(5台)

富士支所

〒417-0057 富士市瓜島町 109 番地 3
 TEL.0545-67-8000 / FAX.0545-67-8077



敷地内の駐車場をご利用ください。(11台)



公共建築工事の 支援いたします！

発注者の立場で まちセンが実施いたします

- 発注業務（設計・工事）
- 設計内容検査
- 工事監理・検査
- 劣化調査・修繕計画作成
- その他（耐震補強、RIBC 設計書作成、設備分離発注 他）



❖ まちセンの公共建築工事支援とは

- 県内唯一の認定機関** …… 単独随契での受注可能
- 中立性** …… 財団法人として公共性の高い実施団体（発注準備段階で業者さんの関与不要）
- 守秘性** …… 建築確認検査機関として公共性が前提の団体
- 確実性** …… 県や市で営繕等を担当した経験豊富な技術者による支援



❖ メリット（効果）

- 市町（発注者）の立場で支援** …… 市町では利害関係者との接触等のリスク低減
- 事業量の変動に臨機に対応可** …… 数年に1度の規模・内容の業務、年度末検査集中等に職員の増不要
- 第3者（設計者、施工者以外）として技術支援** …… 公正な技術的審査、事業費の低減検討可
- 適切な受注者選定** …… 総合評価方式等多様な選定プロセス実施により適切な選定、設計・工事の品質確保
- 工事監理・検査業務の円滑化** …… 発注者の立場での技術支援により適正・円滑な事業進捗



❖ 公共建築工事支援の具体的内容

- 概算事業費（設計・建設に要する費用）の算出
- 設計委託発注に伴う発注図書等の作成（設計委託料の算出、特記仕様書の作成、要求水準設定 など）
- 設計への技術的助言、設計成果品の検収
- 工事施工者選定前の発注図書の作成
- 工事監理における監督業務の支援
- 工事の検査支援、完成図書の検収
- RIBC による単価入力（設計書作成支援）
- 施設の劣化状況調査、修繕計画の作成支援
- その他
 - ・ 耐震補強工事の設計支援、工事監理支援
 - ・ 設計発注、工事完成検査など部分的な支援も実施（事業の各段階）
 - ・ 電気設備や機械設備の分離発注にも対応



❖ 公共建築工事支援の事例

● 特定天井に関する適切な工法の選択など

既存天井の状況、施設の利用方法、コストなどを総合的に勘案し、適切な天井改修工法に関する支援



市庁舎及びアリーナにおける特定天井の例 1



市庁舎及びアリーナにおける特定天井の例 2

● 空調設備の設計業務

設計委託料算出、委託発注図書の作成、空調方式の比較等、設計成果品の検収、検査支援



大きな空間を有する体育館の空調設備設置の例 1



大きな空間を有する体育館の空調設備設置の例 2

● デザインビルド方式（設計施工一括発注）による発注等

デザインビルド方式による発注において、実施要項、要求水準書、審査要領等の作成、受注者選定支援、工事監督・変更設計支援、完成図書検収など



デザインビルドによる中学校整備の例



デザインビルドによる水防センターの例

❖ 発注者支援機関の認定

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンターは

静岡県内の建築に係る唯一の認定機関

公共工事品確法に基づき

「品質確保に関する推進協議会」により認定

【品質確保に関する推進協議会】

- 構成員
中部地方整備局、学識者、東海4県、東海4県内政令市
- 目的
発注機関事務を適正・公正に行うことができる者を評価して認定

(一財) 静岡県建築住宅まちづくりセンター 殿

公共工事発注者支援機関(様) 認定証

令和2年11月18日付で提出のあった、公共工事発注者支援機関認定制度施行に関する申請について、公共工事の品質確保の促進に関する法律(平成17年法律第18号)第21条第4項に基づき評価した結果、適切と認められるので、公共工事発注者支援機関評価制度試行実施要綱に基づき、貴機関を公共工事発注者支援機関として認定します。

なお、本証の有効期間は令和3年6月11日から令和6年3月31日までとします。

令和3年6月11日

品質確保に関する推進協議会
委員長 山本 幸明



発注者である市町の立場で中立的に対応いたします。

お気軽にお問合せ、ご相談ください。



一般財団法人 静岡県建築住宅まちづくりセンター

建築事業部 公共工事支援課

電話：054-202-5571

FAX：054-285-8787

E-mail：koukyou@shizuoka-kjm.or.jp



公共工事支援実績一覧（令和元年度～令和4年度）

（一財）静岡県建築住宅まちづくりセンター

年度	No	業務名	発注者	概要
令和元年度	1	菊川市本庁舎躯体等老朽度調査に係る技術支援業務委託	菊川市	本庁舎の躯体、外壁及び設備等の劣化状況調査に係る委託発注図書の作成、調査内容の確認、調査報告書の検収
	2	掛川市本庁舎特定天井改修工事発注支援業務	掛川市	現況の課題抽出、改修方針の検討、設計・工事の発注方式の検討
	3	牧之原市清和会館改修工事基本設計技術支援業務委託	牧之原市	国庫補助金申請書作成支援、委託用目標直接工事費の算出、設計委託料の算出
		相良公民館解体工事基本設計技術支援業務委託	牧之原市	設計委託用目標工事費の算出、設計委託発注図書作成等
		牧之原市老人会館解体工事監理技術支援業務委託	牧之原市	施工計画書及び仮設設置状況等確認・杭引抜等立会い・廃棄物処理の確認等監督支援、検査支援
	4	御前崎市立浜岡中学校校舎改築事業に係る技術支援業務	御前崎市	校舎設計図面の要求水準整合確認、内訳書確認、解体工事設計図等の検収、アスベスト除去方法の確認等
	5	吉田町総合体育館空調設備設置工事实設計業務に係る技術支援業務委託	吉田町	設計と条件の整理及び空調方式の検討、設計委託発注図書の作成、設計内容の審査
6	滝戸監視所管理棟改築工事に伴う技術支援業務委託（R1～R2）	県企業局	H29に作成した設計図書の見直し、修正（成果品の確認・修正、特記仕様書最新版へ、見積徴収等）	
7	裾野市長泉町衛生施設組合新火葬場施設工事監理に係る支援業務委託（R1～R3）	裾野市、長泉町	工程会議、現場確認等工事監督支援、検査立会い等	
令和2年度	1	菊川市本庁舎改修計画策定に係る支援業務	菊川市	耐震補強計画の検討、長寿命化改修に係る課題整理、制振による耐震補強事例の調査・視察
	2	中央スタンド特定天井他改修工事計画策定及び発注者支援業務	浜名湖競艇企業団	現地調査・課題整理、居ながら工事の事例収集、設計及び改修工事発注方式の検討
	3	御前崎市御前崎学校給食センター解体工事設計に係る支援業務	御前崎市	学校給食センター解体設計の審査・確認
	4	藤枝市立総合病院長寿命化改修工事に伴う発注者支援業務委託	藤枝市立病院	本館屋上防水及び外壁改修工事の設計に係る設計委託発注支援並びに改修工法等内容確認等
	5	御前崎市立浜岡中学校校舎改築事業に係る支援業務委託	御前崎市	駐輪場設計図書の検収、校舎建築工事の設計変更図書の確認、校舎の出来形確認
	6	（再掲）御前崎市立浜岡中学校校舎改築事業に係る技術支援業務（繰越）	御前崎市	校舎設計図面の要求水準整合確認、内訳書確認、解体工事設計図等の検収、アスベスト除去方法の確認等
	7	富士川浄水場蒲原取水場屋上防水改修工事監理等に係る技術支援業務委託	県企業局	工事発注図書の作成支援（RIBCによる設計書、特記仕様書等の作成）、工事監督支援、検査支援
	8	（再掲）滝戸監視所管理棟改築工事に伴う技術支援業務委託（R1～R2）	県企業局	H29に作成した設計図書の見直し、修正（成果品の確認・修正、特記仕様書最新版へ、見積徴収等）
	9	（再掲）裾野市長泉町衛生施設組合新火葬場施設工事監理に係る支援業務委託（R1～R3）	裾野市、長泉町	工程会議、現場確認等工事監督支援、検査立会い等
令和3年度	1	菊川市役所本庁舎改修計画作成に係る支援業務委託	菊川市	耐震補強計画策定の設計委託発注図書の作成、長寿命化改修計画作成支援、課題の整理等
	2	御前崎市立浜岡中学校校舎改築事業に係る支援業務委託	御前崎市	外構工事の完成図書の確認及び検収支援（検査支援）
	3	御前崎市御前崎学校給食センター解体工事に係る技術支援業務委託	御前崎市	御前崎学校給食センター解体工事に係る監督支援（アスベスト含有建材の施工方法確認等）
	4	榛原総合病院組合長寿命化改修工事に伴う発注者支援業務委託	榛原総合病院組合	屋上防水改修の設計委託発注図書の作成支援、工事発注図書の検収、工事監督支援
	5	中央スタンド特定天井他改修工事設計発注者支援業務委託	浜名湖競艇企業団	特定天井他改修工事設計委託発注図書作成支援、設計内容の確認、企業団設計審査会の支援
	6	水防センター整備事業に係る技術支援業務委託	吉田町	水防センター整備に伴う設計施工一括発注図書の作成支援、設計内容確認支援、工事監督支援
	7	（再掲）裾野市長泉町衛生施設組合新火葬場施設工事監理に係る支援業務委託	裾野市、長泉町（R1～R3）	工程会議、現場確認等工事監督支援、検査立会い等

年度	No	業務名	発注者	概要
令和4年度	1	菊川市役所本庁舎改修計画作成に係る技術支援業務委託	菊川市	本庁舎耐震改修計画及び外壁改修工事計画の作成、防災機能を有する別棟建設に係る支援業務
	2	榛原総合病院組合長寿命化改修工事に伴う発注者支援業務委託	榛原総合病院組合	屋上防水改修工事の工事監督支援、中間・完成検査支援
	3	浜名湖競艇場施設改善計画等発注者支援業務委託	浜名湖競艇企業団	特定天井改修工事の発注支援及び工事監督支援、汚水処理施設改修工事の設計業務支援、外壁打診及び長寿命化計画策定支小中学校4校の劣化状況調査（劣化診断）及び修繕計画作成支援
	4	吉田町立小中学校施設劣化診断調査業務委託	吉田町	
	5	伊豆市新中学校整備に関する建築設計書作成に係る技術支援業務委託	伊豆市	設計書への県単価の入力（RIBC）、積算資料の確認・検収支援、出来形歩合調書作成支援
	6	伊豆市立新中学校建築工事（仮称）発注事務に係る技術支援業務委託	伊豆市	総合評価落札方式簡易I型の課題設定支援及び応札者の技術提案審査支援
	7	藤枝市立総合病院外来化学療法センター・緩和ケア病棟改修工事基本・実施設計に係る発注者	藤枝総合病院	設計内容の確認、積算資料の確認・検収支援
	8	藤枝市立総合病院長寿命化改修工事基本設計業務委託に係る発注者支援業務委託	藤枝総合病院	基本設計内容の確認、成果品の検収
	9	静岡県立静岡がんセンター患者利便施設（仮称）建築工事に係る技術支援業務委託	静岡がんセンター	設計内容の確認、設計書への県単価入力（RIBC）、積算資料の確認・検収支援

令和5年8月



お客様と共に歩む

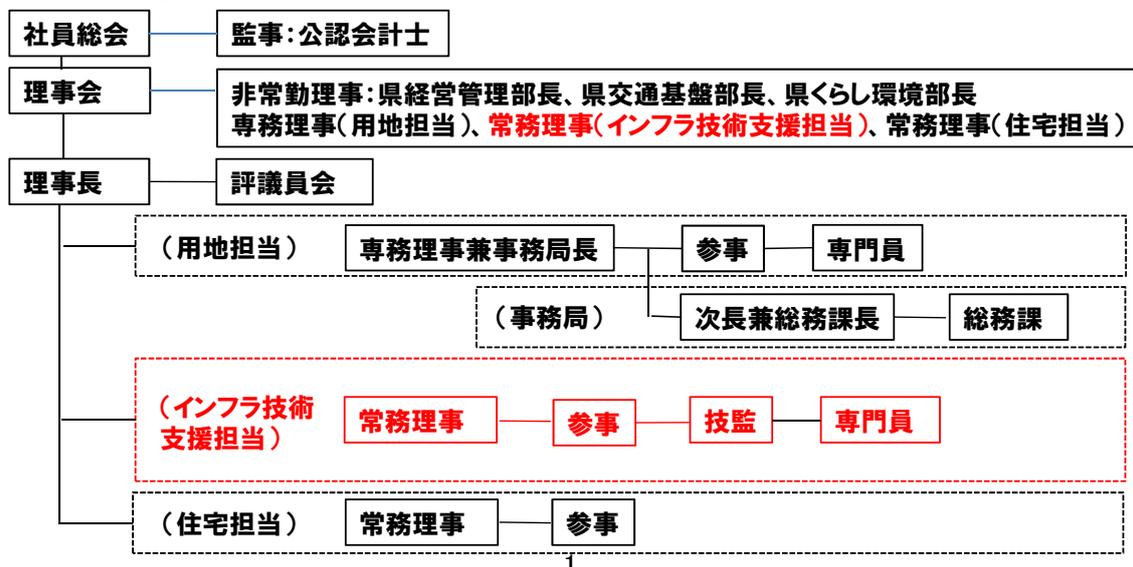
一般社団法人 ふじのくにづくり支援センター

支援センターの設立の経緯・組織体制

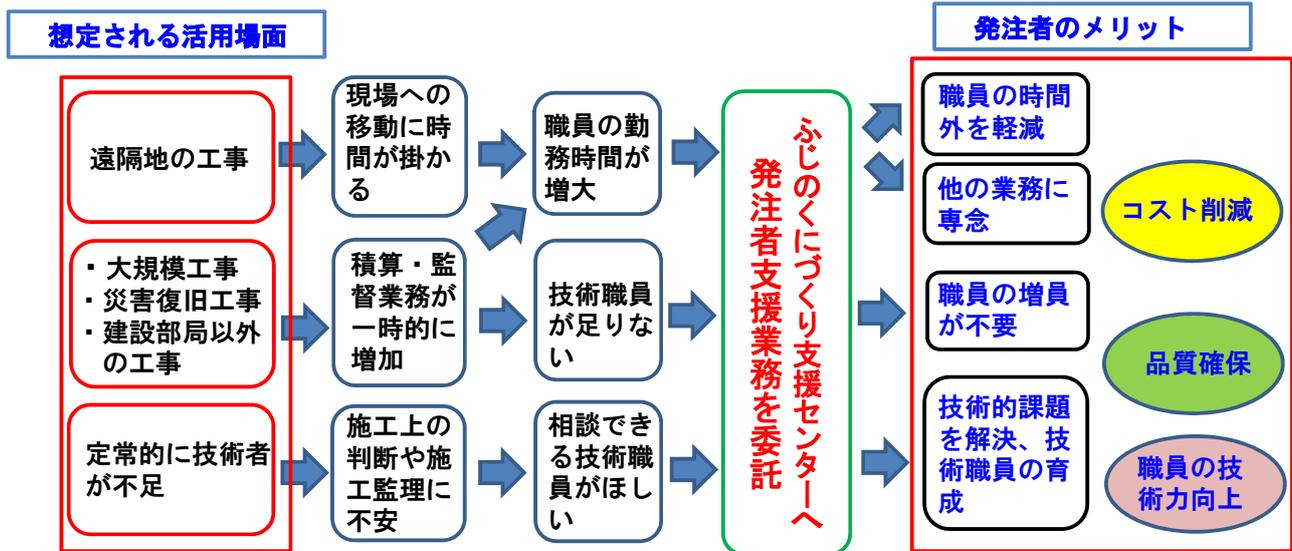
◇ 設立の経緯

- ・平成15年度に、三公社の総務、経理部門を統合し、静岡県地域整備センターを設立
- ・平成27年4月に、市町・県の行政改革に資する取組を推進するため、任意団体であった静岡県地域整備センターを発展的解消し、三公社が社員となり一般社団法人ふじのくにづくり支援センターを設立
- ・設立後は市町・県のニーズに応じ、公共工事の発注者支援事業、地籍調査事業を中心に活動

◇ 組織体制



想定される活用場面及びそのメリット



当センターは、発注者支援業務を通じ自治体技術職員の育成に貢献します。

4

支援センターの活用事例（インフラ技術支援担当・土地開発公社）

支援センターには、用地買収（土地開発公社）、土木技術（インフラ技術支援担当）の専門家が所属。

伊豆市の新中学校建設に関しては、土地開発公社とインフラ技術支援担当が支援！

- ① 学校敷地の用地買収（令和3年5月～令和4年3月） → 土地開発公社が支援
- ② 敷地造成工事の監理（令和4年1月～11月） → インフラ技術支援担当が支援



用地買収 32,000㎡ 用地補償費 630百万円 造成工事費 208百万円

5

業務価格(見積り作成の考え方)

◇ 積算(業務価格)の考え方

業務原価 (直接人件費)	直接人件費は、業務内容に応じた実働回数により積算 旅費交通費は、高速料金やライトバン経費を計上
その他原価 一般管理費 (諸経費)	直接人件費に経費率を乗じて積算 ※経費率は国土交通省『技術調査発注者支援業務等積算基準』による www.milt.go.jp/tec/gyoumu_shien_koubutsukanri.html

◇ 業務価格の参考例

現場監理業務	立会、段階確認が20回の場合	180万円程度
積算業務	工事費2千万円程度の構造物設置工事の場合	170万円程度
検査評定業務	工事1件の場合	10万円程度
技術審査業務	工事1件(参加5者程度)の場合	50万円程度
設計書照査業務	工事1件(工事費2千万円)の場合	20万円程度
アドバイザー業務	1回(現場の確認含む)	20万円程度

注)金額は実績に基づくものであり、工事規模、工事内容や現場条件等により変動します。

6

支援実績(県、市町)

番号	年度	発注者名	業務名	受託内容
①	H27	牧之原市	大江地区防災公園整備工事監理業務委託	・積算・監督
②	H27	県沼津土木	(一)原木沼津線舗装補修(道路維持)工事に伴う発注者支援業務	・積算・技術審査・監督・成績評定
①	H28	牧之原市	大江地区防災公園整備工事監理業務委託	・積算・監督業務
②	H28	浜松市	浜松市単独事業 発注者支援業務委託(犬居橋橋梁耐震補強)現場監理)	・監督、成績評定
①	H29	牧之原市	発注者支援業務(設計アドバイザー・積算業務)	・積算、アドバイザー
②	H29	県企業局	長泉南一色工業用地地域振興整備事業造成工事に伴う現場監理業務委託	・監督
③	H29	県企業局	清水町久米田工業用地地域振興整備事業造成工事に伴う現場監理業務委託	・監督
④	H29	牧之原市	市道大倉壱丁田線新設工事監督支援業務委託	・監督員支援
⑤	H29	県沼津土木	(国)136号東京五輪アクセス道路整備事業に伴うCM業務	・CM業務
⑥	H29	県企業局	森中川下工業用地地域振興整備事業造成工事に伴う現場監理業務委託	・監督
⑦	H29	県沼津土木	(国)136号東京五輪アクセス道路整備事業に伴う発注者支援業務(現場監理)	・積算、監督
⑧	H29	静岡がんC	用地測量業務に伴う発注者支援業務委託(設計書照査)	・設計書照査
⑨	H29	湖西市	湖西市水道工事設計書照査業務委託	・設計書照査

7

番号	年度	発注者名	業務名	受託内容
①	H30	県企業局	森中川下工業用地地域振興整備事業造成工事に伴う現場監理業務委託	・監督
②	H30	静岡がんC	静岡がんセンター発注者支援業務(アドバイザー・積算業務)	・積算、アドバイザー
③	H30	牧之原市	津波避難地整備工事に伴う発注者支援業務委託(設計書照査)	・設計書照査
④	H30	浜松市	中区鴨江三丁目市有地がけ面対策工事に伴う発注者支援業務	・設計積算、監督、成績評定
⑦	H30	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その1)～(その3)	・設計書照査
⑧	H30	牧之原市	津波避難地整備工事に伴う発注者支援業務委託(現場監理)	・監督
⑨	H30	牧之原市	市道大倉菅丁田線工事監督支援業務委託	・監督員支援
⑩	H30	県福利厚生課	八幡公舎2号敷地測量業務委託料積算	・積算
⑪	H30	浜名湖競艇企業団	浜名湖競艇企業団土木工事等発注者支援業務	・アドバイザー
⑫	H30	県農業ビジネス課	学生寮建設予定地敷地測量に伴う発注者支援業務委託	・積算、アドバイザー
①	R 1	県教育委員会	富士山麓山の村解体・原状回復工事設計に伴う発注者支援業務	・積算、アドバイザー
②	R 1	県農業ビジネス課	学生寮建設予定地造成設計に伴う発注者支援業務委託	・積算、アドバイザー
③	R 1	県福利厚生課	西千代田公舎敷地測量業務委託料積算	・積算
④	R 1	県福利厚生課	磐田公舎敷地測量業務委託料積算	・積算
⑤	R 1	県福利厚生課	天竜職員住宅敷地測量業務委託料積算	・積算
⑥	R 1	県福利厚生課	下田吉佐美職員公舎敷地測量業務委託料積算	・積算
⑦	R 1	浜松市	耐震性貯水槽設置工事(浜北区染地台二丁目)に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定

8

番号	年度	発注者名	業務名	受託内容
⑧	R 1	浜松市	耐震性貯水槽設置工事(天竜区船明)に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑨	R 1	浜松市	防火井戸設置工事(東区積志町他5箇所)に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑩	R 1	浜松市	天竜体育館法面対策測量設計業務に伴う発注者支援業務委託	・設計積算、アドバイザー
⑪	R 1	浜松市	三遠南信自動車道関連整備事業(国)152号(池島一大原)発注者支援業務	・アドバイザー、資料作成
⑫	R 1	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その1)	・設計書照査
⑬	R 1	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その2)	・設計書照査
⑭	R 1	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その3)	・設計書照査
⑮	R 1	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その4)	・設計書照査
⑯	R 1	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その1)	・設計書照査
⑰	R 1	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その2)	・設計書照査
⑱	R 1	牧之原市	都市防災総合推進事業落居1号津波避難地整備工事発注者支援業務委託	・監督
⑲	R 1	県浜松土木	(国)301号防災・安全交付金(橋梁耐震補強)発注者支援業務委託	・技術審査、監督
⑳	R 1	県農業ビジネス課	学生寮建設予定地造成工事に伴う発注者支援業務委託	・積算、監督

9

番号	年度	発注者名	業務名	受託内容
①	R2	県警察本部	大仁警察署建設予定地造成設計に伴う発注者支援業務委託	・設計積算、アドバイザー
②	R2	農林環境専門職大学	農林環境専門職大学歩道橋設計発注者支援業務委託	・設計積算、アドバイザー
③	R2	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その1)	・設計書照査
④	R2	浜松市	耐震性貯水槽設置工事(東区中里町・西区桜台六丁目)に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑤	R2	浜松市	耐震性貯水槽設置工事(中区富塚町・西区大人見町)に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑥	R2	浜松市	防火井戸設置工事(東区大瀬町他5箇所)に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑦	R2	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その1)	・設計書照査
⑧	R2	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その2)	・設計書照査
⑨	R2	牧之原市	放射線防護施設造成工事に伴う発注者支援業務委託	・積算、監督
⑩	R2	県福利厚生課	浜松泉公舎B棟敷地測量業務委託料積算	・積算
⑪	R2	県福利厚生課	富士職員住宅敷地測量業務委託料積算	・積算
⑫	R2	県浜松土木	(国)301号橋梁耐震対策事業に伴う発注者支援業務委託	・技術審査、監督
⑬	R2	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その2)	・設計書照査
⑭	R2	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その3)	・設計書照査
⑮	R2	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その3)	・設計書照査

10

番号	年度	発注者名	業務名	受託内容
⑯	R2	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その4)	・設計書照査
⑰	R2	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その4)	・設計書照査
⑱	R2	農林環境専門職大学	農林環境専門職大学歩道橋設置工事支援業務委託	・積算、監督、成績評定
⑲	R2	県警察本部	大仁警察署庁舎建設予定地造成工事に伴う発注者支援業務委託	・積算、監督、成績評定
⑳	R2	県教育委員会	富士山麓山の村道路外撤去・原状回復工事に伴う発注者支援業務委託(現場監理)	・監督
①	R3	浜松市	浜松市天竜体育館法面対策工事に伴う発注者支援業務(積算・監督業務)	・積算、監督、成績評定
②	R3	浜松市	浜松市天竜ボート場配艇場護岸改修測量設計業務に伴う発注者支援業務	・設計積算、アドバイザー
③	R3	浜松市	防火井戸設置工事に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
④	R3	浜松市	耐震性貯水槽設置工事に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑤	R3	浜松市	耐震性貯水槽撤去工事に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑥	R3	県福利厚生課	沓谷職員住宅敷地測量業務委託料積算	・積算
⑦	R3	県工業技術研究所	(一)藁科川排水管撤去工事支援業務委託	・アドバイザー
⑧	R3	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その1)	・設計書照査
⑨	R3	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その1)	・設計書照査
⑩	R3	浜松市	旧さくま自然休養村運動広場借地解消に係る測量・設計業務に伴う発注者支援業務	・設計積算、アドバイザー

11

番号	年度	発注者名	業務名	受託内容
⑪	R3	県浜松土木	(国)301号橋梁耐震対策事業に伴う発注者支援業務委託	・技術審査、監督
⑫	R3	農林環境専門職大学	農林環境専門職大学学生寮建設地造成工事支援業務委託	・積算、監督、成績評定
⑬	R3	県福利厚生課	三園職員公舎敷地測量業務委託料積算	・積算
⑭	R3	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その2)	・設計書照査
⑮	R3	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その2)	・設計書照査
⑯	R3	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その3)	・設計書照査
⑰	R3	県工業技術研究所	(一)藁科川排水管撤去工事支援業務委託(現場監理)	・積算、監督
⑱	R3	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その4)	・設計書照査
⑲	R3	伊豆市	伊豆市立新中学校(仮称)敷地造成工事に伴う発注者支援業務委託	・積算、監督、成績評定
⑳	R3	農林環境専門職大学	農林環境専門職大学学生寮建設に伴う開発行為変更届出業委託	・変更届作成支援
㉑	R3	県浜松土木	二級河川馬込川河川改良に伴う発注者支援業務委託	・監督
①	R4	裾野市	岩波駅周辺整備事業概略、予備及び詳細設計並びに測量及び用地補償調査に伴う発注者支援業務委託	・発注関係事務
②	R4	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その1)	・設計書照査
③	R4	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その1)	・設計書照査
④	R4	浜松市	旧さくま自然休養村運動広場借地解消工事に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定

番号	年度	発注者名	業務名	受託内容
⑤	R4	浜松市	防火井戸設置工事に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑥	R4	浜松市	耐震性貯水槽設置工事に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑦	R4	県浜松土木	(国)301号橋梁耐震対策事業に伴う発注者支援業務委託	・技術審査、監督
⑧	R4	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その2)	・設計書照査
⑨	R4	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その2)	・設計書照査
⑩	R4	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その3)	・設計書照査
⑪	R4	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その4)	・設計書照査
⑫	R4	菊川市	菊川流域治水対策事業発注者支援業務委託	・アドバイザー
⑬	R4	県静岡土木	二級河川巴川(麻機遊水地)ほか静岡土木事務所河川事業に伴う発注者支援業務委託	・発注者支援業務
⑭	R4	菊川市	市単独災害復旧対策事業発注者支援業務委託	・アドバイザー、設計書照査
⑮	R4	浜松市	台風15号災害天竜区役所崩土除去工事に伴う発注者支援業務委託	・積算
⑯	R4	浜松市	浜松市天竜ボート場配艇場護岸工事(照査等業務)に伴う発注者支援業務委託	・設計書作成(設計書照査)
⑰	R4	浜松市	浜松市天竜区役所駐車場法面災害復旧測量設計業務に伴う発注者支援業務委託	・設計積算、アドバイザー
⑱	R4	県富士土木	(主)富士富士宮由比線ほか富士土木事務所道路事業に伴う発注者支援業務委託	・発注者支援業務
⑲	R4	県静岡土木	安倍川支川油山川ほか静岡土木事務所管内事業に伴う発注者支援業務委託	発注者支援業務

番号	年度	発注者名	業務名	受託内容
⑳	R4	浜松市	浜松市天竜区役所駐車場法面災害復旧工事に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
㉑	R4	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その5)	・設計書照査
㉒	R4	県浜松土木	二級河川馬込川河川改良に伴う発注者支援業務委託	・監督
①	R5	裾野市	岩波駅周辺整備事業予備及び詳細設計並びに測量並びに工事に伴う発注者支援業務委託	・発注関係事務
②	R5	浜松市	浜松市天竜ポート場配艇場改修工事に伴う発注者支援業務委託	・積算
③	R5	浜松市	旧佐久間民族文化伝承館借地返還に伴う原状回復工事に係る発注者支援業務委託	・設計、積算、アドバイザー、監督、成績評定
④	R5	浜松市	防火井戸設置工事に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑤	R5	浜松市	耐震性貯水槽設置工事に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑥	R5	浜松市	高台出張所建設事業に伴う資材置き場再構築工事発注者支援業務委託	・積算、監督、成績評定
⑦	R5	浜松市	耐震性貯水槽撤去工事に伴う発注者支援業務	・積算、監督、成績評定
⑧	R5	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その1)	・設計書照査
⑨	R5	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その2)	・設計書照査
⑩	R5	湖西市	湖西市公共下水道事業工事設計書照査作業(その3)	・設計書照査
⑪	R5	湖西市	湖西市水道工事設計書照査作業(その1)	・設計書照査

土地公社

—— 用地取得を土地公社がお手伝いします ——

安全・安心な未来に先行投資を
しませんか？



【鮎壺公園整備事業 —長泉町HPより—】

—— 公社活用のメリット ——

予算の平準化による効率的な行政運営を支援

現年度予算だけでは取得できない土地も、先行取得している土地公社からは、複数年で後年度に分割して購入できます

多様化する業務への対応

予算の平準化が図れるので、事業計画が組みやすくなります

“市町用地先行取得”として予算枠を公社内に確保

「用地補償費」を一定額確保しています
長期間の交渉の結果、年度途中で契約～支払いが必要になった際でも、公社の予算枠を活用すれば取得可能

静岡県土地開発公社の概要

公有地の拡大の推進に関する法律（以下、「公拡法」）に基づき、昭和48年に設立された公共事業用地の取得等における行政機関の補完・代行を担う唯一の専門機関

業務の範囲（公拡法第17条）※公拡法…公有地の拡大の推進に関する法律

- 公有地の先行取得など
 - 関連公共施設の整備
 - 土地造成事業※
- ※R2 沼津市 内浦重須地区
高台移転事業に参画

- ・道路、公園、緑地、その他の公共施設の用に供する土地
- ・公営企業の用に供する土地
- ・その他、地域の秩序ある整備を図るために必要な土地（自然環境保全、史跡等保護など）

県
公
社
活
用
実
績
が
あ
る
市
町
村

年度	市町村名	内 容
R4	伊豆市	(仮称) 日向公園用地
R4	長泉町	鮎壺公園整備
R3	伊豆市	新中学校用地
R2	浜松市	名塚公園用地
	長泉町	鮎壺公園整備
R1	浜松市	浜松城公園用地
H29	小山町	街路事業用地
H27	東伊豆町	庁舎整備用地
H15	中伊豆町	グラウンド整備用地
H13	清水町	街路事業用地
	戸田村	庁舎整備用地
H10	西伊豆町	名勝地保全

土地公社

—— 近年の事業実績や予定をご紹介します ——

用地先行取得事業

—長泉町—

- [R2.R4 鮎壺公園整備]
- [R1 街路事業 高田上土狩線]
- [H20 健康施設づくり用地]

—浜松市—

- [R2 名塚公園用地]
- [R1 浜松城公園用地]

—伊豆市—

- [R4 (仮称) 日向公園整備事業]



【伊豆市HPより】

令和3年度に取得を支援した「新中学校」計画地の南側に隣接する箇所に当該公園を整備予定

「道路・街路事業用地」「学校用地」「公園用地」など多様な事業の円滑な推進をサポートしています

受託用地（用地交渉事務の受託）

—伊豆市—

- [伊豆市新中学校用地]

令和3年度実施
施行箇所 伊豆市日向地内
地権者 27名



市内3つの中学校を一箇所に集約 令和7年度開校予定

市役所担当課職員と公社職員による用地の班編成を行い、相互協力しながら、地権者の皆さまへの用地交渉を実施

—島田市—

- [賑わい交流拠点事業]

平成29.30.令和元年度実施
施行箇所 島田市横岡新田
関係者 20名



体験型テーマパーク
“KADODE OOIGAWA”
令和2年11月開業

支援センターのその他の業務（地籍調査支援事業）

用地担当は地籍調査の支援を行っています

地籍調査業務支援事業

ただでさえ
手間のかかる地籍調査

「手が足りない！」の
「手」になります！！

- 現地立会確認補助
- 所有者・相続人追跡調査
- 既存調査成果の整理
- 図面修正 ……など

支援実績：川根本町（平成29～）



国土調査法第19条第5項申請支援事業

国土調査以外の測量を活かしませんか？

道路整備や施設用地の測量成果を
地籍調査の成果と同様に扱うことができれば…

- 申請書類作成支援
- 関係機関との調整

その後の地籍調査実施が不要
測量・立会の重複がなくなります

不動産登記法第14条第1項地図に
官民境界が明確になり、
管理業務の負担が軽減します

支援実績：静岡県・静岡市

住宅公社

住宅公社は県営住宅の豊富な管理経験を活かし、県内の公営住宅管理の効率化を推進するため、市町営住宅の管理受託拡大に取り組んでいます。

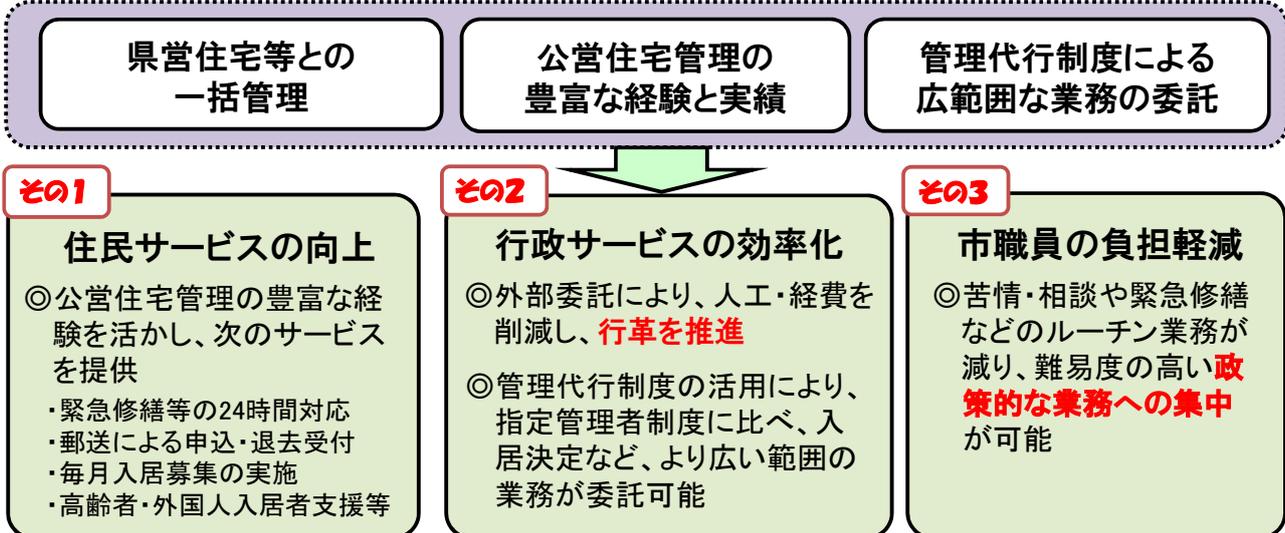
<市町営住宅管理団地一覧>

R5.4.1現在

種別	掛川市	袋井市	小山町	富士市	島田市	焼津市	御殿場市	合計
管理開始	平成29年度		平成30年度	令和2年度			令和3年度	
団地数	15団地	11団地	9団地	23団地	14団地	11団地	17団地	100団地
管理戸数	528戸	266戸	384戸	2,175戸	292戸	403戸	886戸	4,934戸

※ 改良住宅、再開発住宅等を含む

<公社管理のメリット>



お問 合 せ

静岡市葵区追手町9番18号

一般社団法人ふじのくにづくり支援センター

TEL(代表)054-254-8140

URL : <http://www.fujino-shien.or.jp>

【インフラ技術支援担当】

TEL(直通)054-204-6070

E-mail : infra-tec@fujino-shien.or.jp

【用地担当】

TEL(直通)054-204-6080

E-mail : yo-ti@fujino-shien.or.jp

【住宅担当】

TEL(直通)054-255-4147

E-mail : ju-taku@fujino-shien.or.jp